



福山市 **2024**年度（令和**6**年度）

保育所／認定こども園（保育部分）／地域型保育事業

保 育 所 等 入 所 の ご 案 内

【窓口申請の場合】

4 月 入 所 申 込 み 受 付 期 間 通 知 書 等 発 送 日 (予 定)

第一次 12月 1日 (金)～12月18日 (月) 2月 9日 (金)

第二次 12月19日 (火)～ 1月15日 (月) 2月29日 (木)

第三次 2月19日 (月)～ 3月 4日 (月) 3月13日 (水)

※受付は、第1希望の保育所等で行います。38ページから43ページまでをご覧ください。

※4月入所は9ページをご覧ください。

育休からの復帰に伴う予約申込み（12ページ）の受付期間は、上記の
第一次期間（12月1日（金）～12月18日（月））のみとなります。

※第一次期間を過ぎて申込みをする場合は、予約の対象とはなりません。

※入所月の前月に最終審査を行い、通知書を発送します。

※電子申請の場合は、受付期間が異なります。（12月1日（金）～12月17日（日））

【電子申請の場合】 受付期間等が異なりますので10ページをご確認ください。

保育所等は、お子さんが長時間、保護者と離れて集団で生活する場所です。また、19人までの小規模保育事業から200人を超える保育所等まで規模も様々です。見学によって保育所等の雰囲気を確認し、いろいろ質問・相談してみましよう。

「入園までに用意する物は？」「熱が何度になったらお迎えが必要な？」「給食をアレルギー対応食にしてもらうには？」「保護者が参加する行事は年間どのくらい？」「保育料以外に必要なお金は？」など。また、私立保育所等は独自の取組を行っている場合もあります。見学して、お子さんに合った保育所等を選びましよう。

※ 保育所等へ必ず事前に連絡のうえ、見学してください。

保育所等入所のご案内の内容をよくご確認ください。申込みをしてください。

この冊子は、大切に保管してください☆

福山市 保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1047



ばらのまち福山 イメージキャラクター「ローラ」

目次

1	はじめに	4
	(1) 保育のめざすもの	4
	(2) 保育所等の食事	5
2	保育所等の制度	6
	(1) 入所申込みから承諾までの流れ	6
	(2) 認定申請について	6
	(3) 保育の必要性の認定	7
3	入所の手続	9
	(1) 4月入所申込み	9
	(2) 年度途中の入所申込み	9
	(3) 福山市電子申請について	10
	(4) 希望保育所等の選択について	11
	(5) 育休からの復帰に伴う入所申込み	12
	(6) 緊急入所、広域入所等について	15
	(7) 必要書類	17
	(8) 入所手続におけるマイナンバーの提出について	21
	(9) 利用調整（入所の審査）の方法について	22
	※入所可能人数、きょうだい特別入所、4月1日入所枠、育休予約枠の説明など	
4	保育料及び副食費	24
	(1) 保育料	24
	(2) 保育料表 2号・3号	26
	(3) 保育料・副食費の多子軽減 -上の子がいる場合の保育料-	27
	(4) 保育料等の決定と通知	28
	(5) 保育料の変更・減免	29
	(6) 保育料の納付について	29
	(7) 保育料の試算方法等	31
5	入所申込みされた方へ / 入所された方へ	35
	(1) 入所申込みされた方へ（利用調整（入所の審査）など）	35
	(2) 認定時間の変更について	36
	(3) 転所について	36
	(4) 退所について	36
6	入所申込み後に離婚された方へ / 結婚された方へ	37
	(1) 入所申込み後に離婚等をされた方へ	37
	(2) 入所申込み後に結婚等をされた方へ	37
	公立保育所等一覧表	38
	私立保育所等一覧表	40
	福山市保育所等位置図	44
	入所申込書等	46

ご注意

- ・この冊子には、児童1人分の入所申込書等を綴っています。**2人以上**の申請を行う場合は、この冊子を児童の**人数分ご用意**いただくか、入所申込書等を**コピーしてご利用**ください。
- ・この冊子では、「保育所」「認定こども園の保育部分」「地域型保育事業」を総称して「保育所等」と記載しています。
- ・この冊子の記載内容は、作成日時点のものです。作成日以降に変更等がある場合があります。

★ 見学に行こう！ ★

福山市の就学前教育・保育施設等のご案内

保育所

公立

私立

保護者が就労等により家庭で子どもをみるのが難しい場合に、保育を提供します。

保育

対象年齢

0歳～就学前

利用料

市の保育料表【2・3号認定】

利用のご案内



保育所等入所のご案内

この冊子をご覧ください。市内の保育所等及び市役所保育施設課で配布しています。

認定こども園

公立

私立

幼稚園と保育所が一体となった施設で、就学前の子どもへの教育と、保育が必要な子どもには保育を提供します。

教育部分

対象年齢

3歳～就学前【1号認定】

保育部分

対象年齢

0歳～就学前

利用料

市の保育料表【2・3号認定】

利用のご案内

(公立)「福山市立幼稚園・こども園入園のご案内」をご覧ください。

(私立)各施設へお問い合わせください。

～幼保連携型と幼稚園型って何が違うの？～

類型	イメージ	保育部分の休園日・開園時間
幼保連携型	保育所 かつ 幼稚園	原則、保育所と同じ
幼稚園型	保育所機能も持っている幼稚園	詳細は各施設へお問合せください。



保育所等入所のご案内
この冊子をご覧ください。

小規模保育事業（地域型保育事業）

私立

保育所と比べて規模の小さな保育施設で3歳未満の子どもを預かり、保育を提供します。

保育

対象年齢

0歳～2歳児

利用料

市の保育料表【2・3号認定】

※「3歳に達する年度の末日」まで利用できます。

市内の保育所・幼稚園等と連携協定を締結しており、3歳に達する年度の翌年度から、連携している施設へ通うこともできます。詳しくは、利用を希望する小規模保育事業者へ御相談ください。

利用のご案内



保育所等入所のご案内

この冊子をご覧ください。

休園日・開園時間については各施設へお問い合わせください。

事業所内保育事業（地域型保育事業）

私立

企業などの託児所に一般の受入枠(地域枠)を設け、従業員の子どものとともに預かり、保育を提供します。

保育

対象年齢

0歳～2歳児

利用料

市の保育料表【2・3号認定】

※「3歳に達する年度の末日」まで利用できます。

市内の保育所等と連携協定を締結しており、3歳に達する年度の翌年度から、連携している施設へ通うこともできます。詳しくは、利用を希望する事業所内保育事業者へ御相談ください。

利用のご案内



保育所等入所のご案内

(地域枠)
この冊子をご覧ください。

休園日・開園時間については各施設へお問い合わせください。

※従業員の方は、各事業者へお問い合わせください。

幼稚園

公立

私立

利用のご案内

保護者の就労等にかかわらず、3歳～5歳の子どもに幼児教育を提供します。

教育

対象年齢

(私立) 3歳～就学前

(公立) 4歳児(西・新涯・緑丘は3歳児)～就学前

※私立は、預かり保育によって、保育所等と同等の時間保育を提供している施設もあります。預かり保育は保護者の就労等の認定がある場合に、一定の金額まで無償化の対象になります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。



(公立)「福山市立幼稚園・こども園入園のご案内」をご覧ください。

(私立)各施設へお問い合わせください。

認可外保育施設

私立

公的な認可を受けていない保育施設で、私的契約に基づき保育を提供します。企業主導型保育事業を含みます。

対象年齢、利用料、利用方法等については、各施設へお問い合わせください。
※無償化については「施設等利用給付認定のご案内」をご覧ください。

※「対象年齢」は、制度上の対象年齢の範囲です。実際の受入可能年齢は、各施設によって異なる場合があります。

子育てのための施設等利用給付について

保育所等に在籍していない場合、一定の要件において※、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料が一定金額まで無料となります(ただし、事前に認定申請が必要です。また、一部対象外の園があります)。手続等の詳細は福山市保育施設課(庶務担当 084-928-1140)又はホームページをご確認ください。

※一定の要件

保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)が必要。詳しくは8ページ認定要件等一覧表参照。
(0から2歳児までの場合、住民税非課税世帯のみ対象)

<利用料を無料にする手続について>

利用前：市へ保育の必要性の認定申請(施設等利用給付認定)⇒認定通知



利用時：施設で利用料全額をお支払(領収証、支援提供証明書を保管)



請求時：市へ月単位で請求(領収証、支援提供証明書原本を添付)※



市より、指定口座に無償化の対象となる金額を振込み

※認定こども園(1号認定)の場合は、市から直接施設へ支払いを行いますので、保護者から、市への請求は不要です(公立の認定こども園を除く。)



急用のため子どもの
保育ができない・・・

一時預かり

保護者の仕事や病気など、急な出来事のため家庭で
児童の保育ができない場合に利用できます。

保育所等に入所していない児童が利用できます。

実施場所・問合せ

実施場所は38ページ～43
ページに記載しています。実
施している保育所等へ直接お
問い合わせください。



病児・病後児保育

回復期を含む病気の状態の児童を、集団保育が困難
な期間、医療機関に付設された保育室で一時的にお
預りします。※事前に医療機関での登録が必要です。

実施場所・問合せ

【委託事業】

橘高クリニック ☎084-934-8555
いぶき小児科 ☎070-1872-5502
福山市民病院 ☎084-941-5151

【自主事業】

やまぶき保育園 ☎084-999-6005



病気の子どもを
預けたい・・・

ことばの発達が
気になる・・・

ことばの相談室

ことばやコミュニケーションが気になる小学校就
学前の児童の相談に応じます。

実施場所・問合せ

西山手保育所 ☎084-952-5999
蔵王保育所 ☎084-927-9990
高西保育所 ☎084-933-4486
ふたば保育所 ☎084-972-7795
手城幼稚園 ☎084-922-0865
あけぼの幼稚園 ☎084-953-1731
湯田幼稚園 ☎084-962-2795
伊勢丘子ども園 ☎084-940-6622
大学附属子ども園

(大学附属子ども園の申込みについては、関係機関の紹介が必要です。)

〔問合せ先〕保育指導課 ☎084-928-1049



延長保育

仕事で子どもの迎え
が遅くなる・・・

勤務時間や残業など、勤務の都合によって、通常の
保育時間では送迎が間に合わない場合に利用でき
ます。

実施場所・問合せ

市内保育所等で実施していま
す。38ページ～43ページ
に掲載しています。各保育所
等へお問い合わせください。



休日保育

日曜日、祝日などに保護者の仕事・冠婚葬祭などで
保育ができない場合に利用できます。

利用時間・利用料については、各施設にお問い合わせください。

実施場所・問合せ

花園子ども園 ☎084-931-3880
(旧:花園保育園)
せんにしの丘 ☎084-955-5070
ゆめな ☎084-987-2200
大門未来園 ☎084-943-9355
保育指導課
(実施場所:ふくやま子育て応援センター分室)
☎084-928-1048

休日に仕事が入って
いる・・・

子育てをもっと
楽しみたい・・・

子育て支援

子どもたちが健やかに成長することを願ってあそ
びの場の提供や子育てに関する相談・情報提供を市
内36か所で行っています。

実施場所・問合せ

ふくやま子育て応援センター「キッズコム」
☎084-932-7284 (月曜休館)

障がいのある子ども
を預けたい・・・

障がい児保育

児童がお互いに理解を深めながらともに育ち合う
ことを目的に、関係機関と連携を図りながら市内全
ての保育所等で実施しています。

1

はじめに

(1) 保育のめざすもの

心豊かにたくましく生きる力を育てる

心とからだを育てる

人との触れ合いや遊びのなかで、のびのびと活動し、充実感や安定感をもって生活することを大切にしています。

基本的な生活習慣を身につける

健康な生活のリズムを身につけ、身のまわりの清潔、衣類の着脱、食事、排泄、安全など、生活に必要な活動を自分でしようとする意欲や、見通しをもって行動できる力を育てることを大切にしています。

学びの芽を育てる

周囲の様々な環境に自ら好奇心や探究心をもって関わり、楽しい体験のなかから「見る」「聞く」「話す」「考える」「想像する」「工夫し創り出す」「確かめる」「判断する」などの学力の基礎を育てることを大切にしています。

豊かな感性を育てる

身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感をもって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養います。良いことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動できることを大切にしています。

共感できる仲間づくり

友だちと積極的に活動するなかで、友だちの良さに気づき、楽しさや喜びを共感できる仲間づくりを大切にしています。

(2) 保育所等の食事

保育所等では、友だちや保育者といっしょに楽しく食事をするることによって、食事のマナーやあとかたづけなど望ましい食習慣を身につけ、栄養や健康についての興味や関心を育てています。

健康なからだをつくるために献立について配慮しています

- ・旬の食材や地場産物を使用し、バランスのとれた食事内容にしています。
- ・加工食品をなるべく使わず、手作りの食事を心がけています。
- ・日本の昔ながらの食事(きんぴら・大豆のいそ煮など)や郷土食(鯛めし・うずみなど)を提供して、子どもたちに食文化を伝えています。
- ・味付けは、うす味にしています。

望ましい食習慣を身につけています

- ・楽しく食事をしながら多くの食品に慣れ、あいさつ・正しい姿勢などが身につくよう援助しています。

実体験の中で豊かな心を育てています

- ・菜園活動やクッキング活動などを通じて、食べ物への感謝や大切さを学びます。

食物アレルギー対応をしています

- ・アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、医師の診断、指示書に基づいて食事内容を変更しています。
- ・入所後すぐに対応ができるよう保育所等へ早めに相談してください。

妊娠・出産・子育てをサポート
あのね育ナビ
by 母子モ

地域の子育て支援情報の受信や、お子様の予防接種時期の管理ができます！！
お子様の成長記録をご家族と共有できます！

福山市子育て支援サイトはこちら
<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/>

アプリを検索 **母子モ** 検索  または  から    

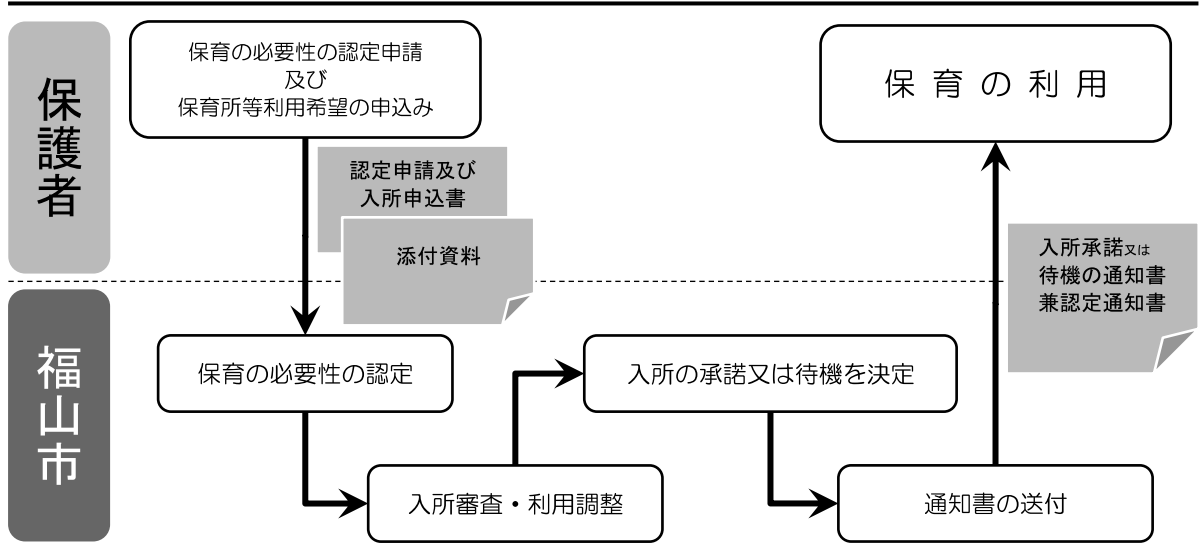
／ 母子モは外国語でのご利用も可能！英語・中国語・スペイン語など10ヶ国語に対応しています。／
本サービスは Google 社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google 翻訳サービスをご利用の際は、Google の利用規約をご確認ください。



2

保育所等の制度

(1) 入所申込みから承諾までの流れ



(2) 認定申請について

- 1 保護者が福山市に居住している世帯の児童であること。
- 2 保護者のいずれもが次の認定要件のいずれかに該当すること。

認定要件	保育を必要とする事由
就労	保護者が居宅内外で月48時間以上就労しているとき。
産前・産後	母親が妊娠中又は出産後間がないとき。
病気・障がいなど	保護者が病気などの状態にあるか、又は障がいがあるとき。
病人などの介護	病気や障がいのある同居の親族を、保護者が長期にわたり月48時間以上の常時介護・看護をしているとき。
家庭などの災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているとき。
求職活動	月48時間以上の求職活動を継続的に行っているとき。
就学・職業訓練	専修学校、各種学校に在学又は職業訓練を月48時間以上受けているとき。
その他	市長が認める上記に類する状態にあるとき。

(3) 保育の必要性の認定（認定変更の手続については、35ページをご覧ください。）

認定区分

保育所等の利用に当たり、入所申込みで保育の必要性が認められる場合は、次のとおり保育の認定（以下「認定」という。）を行います。

年 齢	認 定 区 分
満3歳以上	2号認定
満3歳未満	3号認定

利用調整の結果と併せて、認定通知書を送付します。

※認定証を希望する場合は入所決定後に申請してください。

3歳未満で3号認定の児童の認定有効期間は、満3歳に達する日の前日までとなります。3号認定の児童については、認定有効期間の満了する前の月に、新しい2号認定の認定通知書を送付します。

※保育料の年齢区分とは異なります。

保育必要量

保護者の保育必要量に応じて、次のとおり保育所等の利用可能時間が区分されます。

保育必要量	1日の利用可能時間数
標準時間	11時間
短時間	8時間

保育必要量は、認定要件と就労時間等に応じて決定されます。詳しくは次のページの認定要件等一覧表をご覧ください。利用可能時間を超えて保育所等を利用する場合は、保育料とは別に延長保育料の負担が必要です。また、保育利用可能時間帯は、保育所等により異なります。

なお、標準時間認定の要件を満たしている場合でも短時間認定を希望することも可能です。

開所時間、標準時間と短時間〈公立保育所等の場合〉



※私立保育所等の開所時間は40～43ページをご覧ください。また、標準時間・短時間の時間帯については、各保育所等へお問い合わせください。

認定有効期間及び現況確認

保育の認定有効期間は、認定要件により決定します。詳しくは次のページのとおりです。認定有効期間満了後も、引き続き保育の必要性が認められる場合は、期間を変更できることがあります。

また、認定要件に変更がない場合でも、保育所等を利用するための認定事由に引き続き該当していることを毎年度確認（現況確認）します。現況確認は5月以降に保育所等を通してご案内します。

認定要件等一覧表

No.	認定要件		認定要件説明	保育必要量		認定有効期間	保護者が保育を必要とする書類
	認定要件	要件説明		区分	保育必要量		
1	就労	保護者が家庭の内外で、月に48時間以上の仕事をしている場合	ひと月の就労時間 120時間以上	標準時間	3号認定(3歳未満)の子ども ※満3歳に達する日の前日まで(翌日から2号に自動更新)	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 ※自営や配偶者の補助、内職の場合は、就労をしていることが確認できる書類(確定申告書(又は市民税申告書)の控え、税申告時期を迎えていない場合は開業届の控え、納品書等のコピー)を添付。(詳細は17ページを参照) ※「内職」及び「家族従業員(給与なし)」は短時間認定。 	
2	産前・産後	母親が妊娠中又は出産後、必要と認められる場合 (出産した児童の上の子が対象になります)	-	標準時間	産前3か月から産後3か月以内 出産(予定)月の前後3か月間(計6か月) ※出産予定月は産前を含む ※多胎出産の場合は、産前3か月産後6か月まで	<ul style="list-style-type: none"> 申立書(別紙様式1) 母子健康手帳の出産予定日・出産日の分かるページのコピー、母の名前が分かるページ(表紙等)のコピー 	
3	病気・障がいなど	保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合	-	標準時間	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> 申立書(別紙様式1) 病気の場合、診断書(コピー可)。障がい等の場合は、障がい者手帳等のコピー 	
4	病人などの介護	病気や障がいのある同居の親族を、保護者が長期にわたり常時介護・看護している場合	ひと月の介護等の時間 120時間以上	標準時間	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> 介護状況確認書(別紙様式3) 被介護者の介護が必要と認められる書類(診断書、障がい者手帳、介護保険証(「要介護状況区分等」に要介護度の記載のあるもの)、ケアプラン等のコピー) 	
5	家庭などの災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあつている場合	-	標準時間	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> 申立書(別紙様式1) り災証明書等(コピー可) 	
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合 ※月に48時間以上	-	短時間	3か月以内 ※入所希望者との選考(利用調整)を行うため、認定(入所継続)できず、退所になる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 申立書(別紙様式2) ハローワーク受付票又は雇用保険受給資格者証のコピー 求職活動報告書 	
7	就学・職業訓練	就学している又は職業訓練を受けている場合	ひと月の就学等の時間 120時間以上	標準時間	就学又は職業訓練の終了(修了)予定日の属する月の末日まで	<ul style="list-style-type: none"> 申立書(別紙様式1) 在学証明書又は在籍証明書等(コピー可) 在学期間(修了見込年月日が分かるもの)、1か月の受講日数・1日の受講時間の分かる資料(パンフレット・ホームページを印刷したものも可) 	
8	虐待・DVのおそれ	社会的擁護が必要と認められる場合	-	標準時間	-	-	
9	育児休業中の継続利用	育児休業取得時に既に保育所等に入所している子どもが引き続き利用する場合	ひと月の就学等の時間 48時間以上 120時間未満	短時間	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書(育児休業期間の記載のあるもの) 継続利用の必要性がある旨を記載した保育所等の施設長の意見書 	
10	その他	上記に類するものとして市長が認める場合	-	標準時間 又は 短時間	必要と認められる期間	<ul style="list-style-type: none"> 保育できないことを証明する書類 	

※ 入所の審査(利用調整)は、保育の必要性の高い世帯が優先されます。

保育の必要性は、認定要件ごとに保育を必要とする時間、世帯の状況等により決定します。

※ 就労(就労予定含む)又は就学・職業訓練で、ひと月の就労(就学)時間が48時間以上120時間未満の場合でも、次の条件をいずれも満たしている場合は標準時間認定になります。

① 就労(就学)時間帯(通勤)時間が7時30分以前に始まる又は16時30分以後に終わる場合

② ひと月の就労(就学)日数が10日以上の場合

3

入所の手続



育休からの復帰に伴う入所申込みについては、先に12ページをご覧ください！

(1) 4月入所申込み（電子申請の場合の締切日は10ページを確認してください。）

■受付場所：第1希望の保育所等

■受付時間：午前9時30分から午後4時まで（千代保育園の受付時間は午前11時から午後6時）

区分	受付期間（日曜・祝日を除く）	入所承諾又は待機の通知等の発送日（予定）
第一次	<p>12月1日（金）～12月18日（月）【必着】</p> <p>・各保育所等の受付日は、38～43ページに掲載しています。</p> <p>第一次は多くの申込みがあるため、保育に影響がないよう体制を整えた受付日を設けています。可能な限り受付日に申込みしてください。</p>	2月9日（金）
第二次	<p>12月19日（火）～1月15日（月）【必着】</p> <p>・第一次審査で保留となった方は、自動的に第二次審査の対象となります。</p>	2月29日（木）
第三次	<p>2月19日（月）～3月4日（月）【必着】</p> <p>・第二次審査で保留となった方は、自動的に第三次審査の対象となります。</p>	3月13日（水）

- ※ 受付期間中（日曜・祝日を除く）はいつでも申込み可能ですが、第一次については、可能な限り保育所等の受付日（38～43ページ）に申込みを行ってください。
- ※ 認定要件に該当しない場合又は認定要件書類の提出がない場合は、入所できません。また、認定を受けても、利用調整（入所の審査）によっては、入所できない場合があります。
- ※ 申込締切日までに要件書類が全て揃わない場合は利用調整（入所の審査）の対象になりません。
- ※ 特段の事情があり、保育所等での申込みが困難な場合は、保育施設課でも申込みを受け付けます。受付時間は月曜日から金曜日まで（祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ※ 第一次審査後の入所決定状況で第二次審査及び第三次審査を行います。
- ※ 待機の通知は、初回審査時のみ発送します。以後の継続審査では、入所決定した場合のみ通知します。また、2025年（令和7年）4月以降は別に申込みが必要です。

(2) 年度途中の入所申込み（保育所等の受入枠に空きがある場合に利用調整を行います。）

2024年度途中の入所申込み（入所日は毎月1日。ただし、育休復帰に伴う入所申込みを除く。）

5月以降の年度途中における入所日・申込締切日・承諾又は待機の通知発送日は、次のとおりです。年度途中における入所は、早めに申込みをされても予約はできません。

※2025年2・3月入所は5歳児又は育休からの復帰に伴う入所申込み・産前・産後要件での入所申込み以外は希望することができません。

【窓口申請の場合】※電子申請の場合は、10ページ（3）を確認してください。

入所希望月	申込締切日	通知発送予定日	提出先
2024年5月	～4月10日（水）	4月17日（水）	保育所（第一希望）又は保育施設課
6月	～5月10日（金）	5月17日（金）	
7月	～6月10日（月）	6月17日（月）	
8月	～7月10日（水）	7月18日（木）	
9月	～8月9日（金）	8月19日（月）	
10月	～9月10日（火）	9月18日（水）	
11月	～10月10日（木）	10月18日（金）	
12月	～11月8日（金）	11月15日（金）	
2025年1月	～12月10日（火）	12月17日（火）	
※2・3月			

入所状況のお問合せについて

年度途中の入所を希望の場合、各保育所等の空き状況については、福山市ホームページ（「福山市保育所等空き状況」等で検索）で確認いただくか、保育施設課までお問い合わせください。

保育所等の空き状況は毎月の入所審査後に随時更新しています。

お問合せの際は、ご希望の保育所等の名称と、児童の年齢（2024年（令和6年）4月1日時点の年齢（学年年齢））をお伝えください。


なお、保育所等の入所状況は様々な要因により随時変動します。空き状況はあくまで参考であり、空きがある場合であっても、児童の入所を保証するものではありません。

(3) 福山市電子申請について

2023年10月入所申込みから、福山市電子申請システム（ぴったりサービス連携）を利用した入所申込みが可能となりました。電子申請の場合の申込期限は、次のとおり、窓口申請と異なりますのでご注意ください。利用方法等の詳細は保育施設課ホームページをご確認ください。

※2025年2・3月入所は5歳児又は育休からの復帰に伴う入所申込み・産前・産後要件での入所申込み以外は希望することができません。

【電子申請の場合】

入所希望月	申込締切日	通知発送予定日	申請先
2024年4月 第一次	2023年12月1日（金） ～12月17日（日）	2月9日（金）	福山市電子申請システム 
第二次	2023年12月19日（火） ～2024年1月14日（日）	2月29日（木）	
第三次	2024年2月19日（月） ～3月3日（日）	3月13日（水）	
5月	～4月5日（金）	4月17日（水）	
6月	～5月7日（火）	5月17日（金）	
7月	～6月5日（水）	6月17日（月）	
8月	～7月5日（金）	7月18日（木）	
9月	～8月6日（火）	8月19日（月）	
10月	～9月5日（木）	9月18日（水）	
11月	～10月7日（月）	10月18日（金）	
12月	～11月5日（火）	11月15日（金）	
2025年1月 ※2・3月	～12月5日（木）	12月17日（火）	

■電子申請に関する留意事項

- ・入力項目が多いため、時間に余裕をもって申請してください。（入力の日目安：30分程度）
- ・今回の電子申請は、福山市認可保育所、認定こども園の2・3号、地域型保育事業の入所申込みが対象となります。幼稚園、認定こども園の1号部分については、各園に直接申込みしてください。
- ・ご利用に当たっては、申込者本人のマイナンバーカード（電子証明書付き）、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン又はパソコンとカードリーダー、申込みに必要な添付資料のデータが必要です。

- ・電子申請を行う場合は、窓口申請と同様に「入所のご案内」で必要書類等を確認しながら申請を行ってください。申請内容に不備等がある場合は、保育施設課から電話で再提出の依頼をします。再提出等は電子申請で行えませんので、別途不備書類等について、窓口申請の場合の提出期限までに、保育施設課へ原本を提出（郵送（必着）又は窓口へ持参）してください。期限までに提出がない場合は審査対象となりません。また、入力項目は紙ベースの入所申込書と同様ですので、入所申込書を見ながら入力することを推奨します。
- ・添付のデータ容量が合計で10MBを超える場合は電子申請ができませんので、窓口で申請を行ってください。データによっては数枚程度で10MBを超える場合がありますので、事前に添付データの容量をご確認ください。
- ・システムのメンテナンスやサーバが込み合う等で急遽電子申請ができなくなる場合がありますので時間に余裕をもって申請してください。

(4) 希望保育所等の選択について

希望保育所等の選択について

希望保育所等の選択に当たっては、送迎時間も含めて実際に利用することが可能かどうかについて、利用を希望する保育所等を事前に見学するなどして、慎重に検討したうえで記入いただくようお願いします。

※入所決定後に「第2希望以降の保育所に入所が決定した」などの理由で取り下げの方がいます。

こうした事案は、他の入所申請者や入所決定した保育所等にも迷惑をかけることとなります。このため、入所決定後に取下げを行う場合は、同年度の入所審査では優先順位を下げ、利用調整（入所審査）します。ただし、「子どもの健康状態」等の正当な理由による取下げは除きます。

■希望保育所等の申込書への記入に係る留意事項

- ・申込書には第5希望までの記入欄がありますが、第5希望まで全てを記入する必要はありません。また、第6希望以降は、申込書（表面）の枠外余白等に記入してください。

保育所等の見学について

入所申込みの前に、希望する保育所等を見学することを推奨しています。保育所等は、大切なお子様をお預かりし、お子様が日中を過ごす場所となります。保育所等を実際に見て知ることは、大変重要なことです。

4月入所申込み・年度途中の入所申込みにかかわらず、また、第1希望・第2希望等の希望順位にかかわらず、入所申込みの前には、できるだけ保育所等の見学を行ってください。

なお、見学の際は、事前に保育所等へ電話等で連絡してください。

(5) 育休からの復帰に伴う入所申込み

福山市では、育休を取得した方の職場復帰を支援するため、「育休予約」を実施しています。

法令に基づく育休を取得し、休業前の職場に復帰される場合には、予約申込みができる場合があります（入所申込みの対象となる児童の出産前であっても、入所申込みは可能です。）。

なお、審査（利用調整）の結果により、第1希望以外での予約となる場合や、予約ができない場合もあります。また、「育休予約」については、4月入所の人数と調整した上で予約を行います。

※育児休業延長制度や育児休業給付金支給申請に関する要件や手続については、就労先やハローワークにご確認ください。

「育休予約」の対象となる方

「育休予約」の対象となるのは、次の全ての条件を満たす方です。

- 父母のいずれかが、育児休業給付金（手当金）の対象となる育休を取得し、休業前の職場に復帰する方（育休を延長する場合、育休復帰せずに続けて産休を取得する場合、一度退職した場合や転職した場合は対象になりません）
- 福山市の定める就労証明書に育休期間の証明のある方
- 育休期間の最終日が2024年（令和6年）3月31日から2025年（令和7年）4月9日までの方で、入所希望日が2024年度（令和6年度）中の方

次の場合は、「育休予約」の対象とならず、通常の入所審査となります。

- ・雇用契約が連続していない場合（フルタイムから育児短時間勤務となる場合などでも、雇用契約が連続していれば、「育休予約」の対象となります。）
- ・自営業（個人事業主）、農業などの場合で、法令に基づく育休に該当しない場合
- ・保護者のいずれかが求職活動中の場合
※最終審査時（入所希望日の前月）までに退職した場合も含む



「育休予約」の申込みについて

「育休予約」の申込みを希望する場合は、復帰時期にかかわらず、9ページに記載の第一次受付期間【12月1日（金）～12月18日（月）】に申込みが必要です。
※電子申請の場合は、【12月1日（金）～12月17日（日）】

第一次受付期間中に申込みができなかった場合は、予約の対象とはなりませんが、年度途中の入所申込みは可能です（通常の入所審査となります）。9ページ（2）又は10ページ（3）の申込締切日までに申込みをしてください。

■ 申込みに必要な書類

- ・ 17～21ページに記載している書類
- ・ 育児休業給付金（手当金）支給決定通知書又は受給資格確認票のコピー
※産休中などで未支給の場合は、受給後速やかに内定先保育所等に提出してください。
※予約となった場合でも、通知書の提出がない場合は予約を取り消します。
▶入所後、職場復帰した証明を提出してください。案内は通知に同封します。職場復帰の証明の提出がない場合は、退所とします。

■ 「育休予約」の対象施設・対象となる期間

■ 育休予約の対象施設

38ページから43ページまでの全ての施設（施設により、保育対象年齢が異なります。）

■ 育休予約の対象期間

【保育所・認定こども園】

2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日までの入所

【地域型保育事業】

2024年（令和6年）4月1日から2024年（令和6年）9月30日までの入所

■ 申込み手続と通知書の送付

申込書の提出先等は、第1希望の保育所等です。入所審査の結果通知日は、次のとおりです。

入所希望日	通知の発送日
4月中	9ページ（1）に記載の受付期間に応じた通知の発送日
5月以降	内定・未内定通知 2024年（令和6年）2月中旬頃 結果通知（9ページ（2）又は10ページ（3）参照） 入所希望日の前月中旬頃（2・3月中の入所は12月中旬を予定）

※通知の発送日については、変更する場合があります。

■ 入所希望日の選択

復帰日より少し前に入所させたい！
そんなときはどうすればいいの？



入所希望日は、復職（予定）年月日から10日前までの範囲で選択できます。

次の説明をよくお読みいただき、入所希望日を記入してください。入所日として選択できない日が希望日となっていた場合は、選択可能な日に変更させていただきます。

■ 入所日として選択できる日（保育料は、入所日からの日割り計算となります。）

- ・ 復職（予定）年月日が入所希望日の場合は、その日が日曜・祝日等の保育所等の閉所日であっても、その日を入所日として選択できます。ただし、実際の保育所等の利用は翌開所日からとなります。
- ・ 復職（予定）年月日より前を入所希望日とする場合は、復職（予定）年月日から10日前までの範囲で入所希望日を選択できます。ただし、日曜・祝日等の保育所等の閉所日を選択することはできません。

内定保育所等の変更

内定通知の発送後は、内定保育所等の変更はできません。

内定通知発送後に希望保育所等の変更を希望する場合は、内定した申込みを取り下げたうえで、年度途中の入所申込み（9ページ又は10ページ）の手続をしてください。

また、転所内定を辞退する場合は、現在通っている保育所等には入所内定日以降通うことはできませんのでご注意ください。

入所希望日の変更

原則、内定後に申込書の入所希望日を変更することはできません。ただし、入所申込書提出後の出産による育休期間の変更により、やむを得ず入所希望日を変更せざるを得ない場合は、変更可能な場合がありますので、入所希望月の2か月前までに保育施設課へ連絡してください。

保育施設課への確認後、保育所等の入所日の変更が可能な場合には、入所申込変更届出書及び変更後の育休期間の証明のある就労証明書の提出が必要です。

なお、入所審査の結果通知（入所承諾）の発送後は、入所日の変更はできません。

結果通知（入所承諾）発送後に入所日の変更を希望する場合は、入所決定を取り下げたうえで、再度年度途中の入所申込み（9ページ又は10ページ）の手続をしてください。

育休予約の対象となった児童の上の子の入所・転所の申込み

育休予約の対象となった児童と一緒に上の子の入所・転所の申込みをする場合については、次のとおりです。なお、児童ごとに異なる入所日（転所日）とすることはできません。

対象児童	上の子	説明
保育所等へ 入所申込み	保育所等へ <u>入所</u> 申込み	対象児童と上の子の入所申込みが可能です。
	保育所等へ <u>転所</u> 申込み	対象児童の入所申込み、上の子の転所申込みの両方が可能です。

入所申込みに際しての留意事項等

- ・入所申込時に出産されていない場合は、申込書の児童の生年月日の欄に、「出産予定日〇年〇月〇日」と記入してください。性別、児童の名前等は省略して構いません。
 - ・「育休予約」の対象であっても、必ず入所できるとは限りません。第1希望の保育所等だけを記入するのではなく、入所可能な範囲内で第2希望以降の保育所等を記入してください。
 - ・就労証明書の「雇用（予定）期間等」は、雇用された日付を記入してください。
 - ・ここで記載した「復職（予定）年月日と同時又はその10日前の期間内の入所・転所申込み」以外で、育休の期間内に保育所等の入所や転所を希望することはできません。
 - ・育児休業中の継続利用により保育所等を利用している場合は、転所申込みができません。育児休業から職場復帰する際には、転所申込みは可能です。
- ※3歳以上の児童については幼稚園又は認定こども園（教育部分）への入園をご検討ください。

申込児童の健康状態について

申込後の出産等により、申込書に記載していない「健康状態について配慮すべき事項」が判明した場合は、必ず保育施設課に連絡してください。

連絡がなく、入所説明会や入所後に児童の健康状態に配慮すべき事項が判明した場合は、受入れ体制の準備が間に合わず、児童の安全の確保ができないことから、入所を取り消す場合があります。

医療的ケアの必要な児童の入所

医療的ケアの必要な児童は、保育所等の看護師の配置など受入れ可能かの判断が必要になりますので、入所申込みに当たっては、事前に保育施設課にご相談ください。

■医療的ケアが必要な児童の受入れの要件

- ・病状や健康状態が安定していること。
- ・集団生活が可能であり、保育所等での医療的ケアを受けることについて主治医の承認を得ていること。
- ・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立していること。

(6) 緊急入所，広域入所等について

緊急入所

普段、保育をしている人の緊急かつ長期の入院、転勤に伴う転入（父母ともに就労）など、緊急的に保育の必要性が生じた場合は、保育施設課へご相談ください。受入枠に余裕があれば、入所ができる場合があります。

なお、緊急入所の受付は、保育施設課のみとなります。保育所等では受付できません。また、申込みに必要な書類が整っていない場合は受付ができません。事前にお電話でご相談ください。

広域入所等

里帰り出産等の理由で、住民票のある自治体以外の自治体に所在する保育所等の利用を一時的に希望する場合は、広域入所又は一時預かりが利用できる場合があります。

2024年度から、備後圏域内（三原市・尾道市・府中市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市）であれば、里帰り出産等の理由以外であっても広域入所が利用できる場合がありますので、事前に保育施設課までお問い合わせください。詳細は、後日、福山市ホームページに掲載します。

■一時預かり（実施施設は38～43ページに記載）

一時預かりは、家庭で児童の保育ができない場合に、一時的に数日程度保育所等を利用できる制度です。利用できる日数や利用料は自治体や利用する保育所等により異なります。短期間のみ利用したい場合は、一時預かりの利用をご検討ください。また、一時預かりは無償化の対象になる場合があります。詳しくはホームページ又は保育施設課（庶務担当084-928-1140）までお問い合わせください。

福山市に住民票のある方が福山市外の保育所等の一時預かりを利用したい場合は、利用したい保育所等又は保育所等の所在する自治体の保育担当課へ直接お問い合わせください。

福山市外に住民票がある方が福山市の保育所等の一時預かりを利用したい場合は、実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

■広域入所（福山市に住民票がある方が福山市外の保育所等を利用したい場合）

利用したい保育所等が決まった段階で、保育施設課へお問い合わせください。

区 分	内 容
相談・申込窓口	保育施設課（市役所本庁舎7階 084-928-1047）
保 育 料	福山市が定める保育料
必 要 書 類	17～21ページに記載している書類 利用を希望する保育所等の所在する自治体によっては、他の書類の提出をお願いすることがあります。
申 込 期 限	入所希望月の前月1日（例 8月1日に入所希望の場合は7月1日締切） ただし、1日が土日祝日の場合はその前の開庁日
留 意 事 項	福山市外の保育所等への入所が決定した場合は、 <u>現在通っている幼稚園・保育所等は退所となります。</u> 広域入所の終了後、再入所を希望する場合は、再度入所申込みが必要です。空き状況によっては、再入所できないことがあります。

■広域入所（福山市外に住民票がある方が福山市の保育所等を利用したい場合）

住民票がある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

区 分	内 容
相談・申込窓口	住民票がある自治体の保育担当課 (住民票がある自治体を通しての申込みとなります。)
保 育 料	住民票がある自治体が定める保育料
必 要 書 類	住民票がある自治体へご確認ください。
申 込 期 限	
参 考 事 項	福山市の広域入所の事務取扱いは次のとおりです。 入所日 毎月1日（年度最終入所日 1月1日） 締切日 入所希望月の前月1日（最終申込締切日 12月1日） ただし、1日が土日祝日の場合はその前の開庁日 保育施設課 必着 ※早めに申込みをされても予約はできません。

■留意事項

福山市へ転入予定の方で、福山市での住所が決まっている場合は、福山市へ直接入所申込みができます。なお、入所が決定した場合は、入所日の前日までに転入手続を終わらせてください。転入が確認できない場合は、認定ができないため当該入所決定は取消しとなりますので、ご注意ください。

(7) 必要書類

入所の申込みには、次の書類が必要です。書類に不備がある場合は、認定及び入所審査ができません。提出に当たっては記入内容に不備がないか、必要書類の不足がないか再度の確認をしてください。

全員提出が必要な書類

教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書（児童1人につき1枚）

「教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書」は勤務先等からコピーを提出するよう求められる場合がありますので、提出前にコピーを保存しておくことを推奨します。提出後に申込書等の返却はできません。

保護者が保育を必要とする事由を証明する書類等

保護者それぞれについて、要件書類（就労証明書、申立書などの各様式）及び確認書類（コピー）を提出してください。

認定要件		様式名	説明・確認書類
就労	被雇用者・役員	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先で（就労予定の場合を含む）証明を受けてください。 就労予定の場合は就労開始後に新たに就労証明書と変更届を提出してください。 ※確認書類は不要ですが、就労証明書の就労時間と最低賃金から計算した収入が給与支払報告書などの収入を大幅に下回る場合などに、就労先に賃金台帳の写しを求めることがあります。 ※入所日は、就労予定日の属する月の1日から希望することができます。
	自営業主	就労証明書 + 添付書類 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（又は市民税申告書）の控え、開業後に税申告時期を迎えていない場合は開業届の控え、法人番号指定通知書の控えなど。 ※収入・経費とも0円の場合などは、認定できません。
	自営業専従者		<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の控え（事業専従者であることがわかるもの）、青色専従者給与に関する届出書の控え
	家族従業者		<ul style="list-style-type: none"> 給与なし→添付書類不要 ※短時間認定となります。 ※配偶者等が営んでいる個人事業の補助（給与なし）の場合は「家族従業者」にチェックしてください。
	内職		<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（又は市民税申告書）の控え 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 納品書の控えなど
	業務委託		<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（又は市民税申告書）の控え 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 業務委託契約書の控え
	農業・漁業・林業		<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（又は市民税申告書）の控え 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 農業・・・農地法第3条の規定による許可証、農地台帳など 漁業・・・漁業組合の組合員証・漁業免許など 林業・・・森林の所有状況が分かる登記事項証明書及び公図など ※収入・経費とも0円の場合などは、認定できません。
産前・産後	申立書 (別紙様式1)	<ul style="list-style-type: none"> 産前（3か月）※出産（予定）月は産前を含む 母子健康手帳の母の名前と、出産予定日の分かるページ 産後（3か月）申立書のみ ※ 出産の要件で、出産する（した）児童の入所申込みはできません。 ※ 入所日は、出産予定日の属する月の2か月前の1日から希望することができます。	
病気・障がいなど	同上	<ul style="list-style-type: none"> 病気…診断書 ※申立書や診断書は、症状等による保育の必要性の判断ができるように、家庭で保育ができない理由を記載してください。	
家庭などの災害	同上	<ul style="list-style-type: none"> 障がい…障がい者手帳等 り災証明書等 	
就学・職業訓練	同上	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書又は在籍証明書等 在学期間（修了見込年月日が分かるもの）、1か月の受講日数・1日の受講時間の分かる資料（パンフレット・ホームページを印刷したものも可） 	
求職活動	申立書 (別紙様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク受付票又は雇用保険受給資格者証 求職活動報告書 	
病人などの介護	介護状況確認書 (別紙様式3)	<ul style="list-style-type: none"> 同居の被介護者の介護が必要と認められる書類（診断書、障がい者手帳、介護保険証（「要介護状況区分等」に要介護度の記載のあるもの）、ケアプランなど） 	

- ※ 兄弟姉妹が同時に入所申込みをする場合は、申込児童ごとに書類を提出してください(添付書類は、コピー可)。
- ※ 兄弟姉妹で申請の時期が異なる場合などで、認定要件(勤務先・就労時間等)に変更がないときは、2024年度(令和6年度)の様式に限り、証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能です。証明を受けた就労証明書のコピーを保存しておくことを推奨します。

ご注意ください!

事業者名が記載されている就労証明書を無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、認定を取り消し、退所していただくことがあります。

加えて、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性があります。

就労証明書の押印は原則不要ですが、就労証明書の提出に当たっては、必ず勤務先の事業者が作成した証明書を提出してください。保育施設課から勤務先の事業者を確認する場合がありますので、ご了承ください。



その他必要な書類

■ひとり親家庭（離婚、死別、未婚）又は離婚を前提とした別居中の場合

必要な書類	説明
ひとり親家庭等申立書 (別紙様式4)	用紙は、この冊子にとじてあるほか、保育施設課及び各保育所等にありま す。福山市ホームページ（保育施設課）にも掲載しています。 ひとり親家庭の場合は提出が必須です。提出がない場合は、入所審査が できませんので、入所申込書類を返却します。

母子又は父子家庭であることを確認できる書類

児童扶養手当を受給している場合又は児童扶養手当の認定を受けているが所得要件により全部停止となっている場合は、書類の提出は不要です。上記に該当しない方は、次の書類を提出してください。

- ・世帯状況報告書兼同意書

<p>祖父母・曾祖父母と同一住所に居住している場合は、保護者の収入が分かる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の2023年（令和5年）分の源泉徴収票又は直近3か月分の給与明細（いずれもコピー） ・自営業の方は、2023年（令和5年）又は2024年（令和6年）の確定申告書のコピー <p>源泉徴収票等のマイナンバーが記載されている書類については、マイナンバーを隠してコピーしてください。</p> <p>保護者に月10万円以上の継続的な収入（又は年120万円以上の収入）が確認できた場合は、保護者のみで保育料等を算定します。</p> <p>そうでない場合は、祖父母等のうち、所得が最も多い人を保育料等の算定に算入します。</p> <p>求職中の方、収入のない方、働き始めてまだ3か月経過していない方などは、提出不要です。就労し、3か月分の給与明細がそろったら、そのコピーを提出してください。</p> <p>就労収入のほか、次の収入がある場合は、関係資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費を受けている場合は、公正証書又は養育費の振り込まれている通帳の該当ページのコピー（表紙と該当部分。3か月分以上確認できるもの） ・遺族年金証書、障がい年金証書のコピー ・その他、収入が確認できる書類 <p>なお、これらの書類は、後日の提出が可能で、提出があれば、次の保育料等の算定時に反映します。</p>
---	---

※「世帯状況報告書兼同意書」を提出するときは、ひとり親家庭の場合は母子又は父子家庭である状況を、離婚を前提とした別居の場合はその状況を保護者が記入し、同意項目を確認し、署名してください。

※世帯状況報告書兼同意書の用紙は、保育施設課及び各保育所等にあるほか、福山市ホームページにも掲載しています。なお、離婚を前提とした別居の場合は、裁判所の発行する離婚調停の呼出状（調停期日通知書）のコピーを世帯状況報告書兼同意書に代えることもできます。

※2019年（令和元年）10月より、3歳以上児の保育料については無償となりましたが、副食費（おかず代）の保護者負担の有無を判断する際に上記書類の提出が必要となります。

■同居している方が障がい者手帳等の交付を受けている場合

手帳等	提出が必要な書類
身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている。	手帳のコピー
特別児童扶養手当又は障がい年金を受給している。	証書のコピー

■入所児童の就学前の上の子が次の施設を利用している場合

対 象	施 設	提出が必要な書類
・児童発達支援 ・特別支援学校幼稚部	・児童心理治療施設 (情緒障がい児短期治療施設) ・医療型児童発達支援	2024年(令和6年)4月1日以降に 発行された 在園証明書 又は 通園証明書

※保育料の軽減(多子軽減)の適用のために必要な書類です。多子軽減の詳細は27～28ページをご覧ください。

※4月1日以降に発行された証明書が必要ですので、入所決定後、証明書が準備でき次第、入所した保育所等へ証明書を提出してください。2025年(令和7年)3月31日までに提出があればさかのぼって適用します。

※幼稚園は、在園証明書の提出は不要です。

■病気や身体障がい等のある児童 **医師の診断書**

心疾患・脳血管疾患・肺疾患等で定期的に医療機関を受診している場合や、その他の疾患で定期受診をしており、保育活動や食事で配慮が必要な場合は、医師の診断書が必要です。

※その他の場合も、必要に応じ診断書の提出を求めることがあります。

＜診断書記載内容＞

- ①集団保育の可否(可の場合、集団保育で気をつけること)
- ②保育活動・食事制限の内容、保育所等の利用についての配慮事項等

■2023年(令和5年)1月1日・2024年(令和6年)1月1日に福山市に住民票がなかった保護者

所得課税証明書(所得金額、控除内訳の記載があるもの)(コピー可)

※マイナンバーによる情報連携で税額が確認できた場合は、所得課税証明書の提出は不要となります。

入所希望日に応じ、次のとおり1年度分又は2年度分が必要となります。

入所希望日の属する月	2023年(令和5年)1月1日に福山市に住民票がなかった場合	2024年(令和6年)1月1日に福山市に住民票がなかった場合
2024年度(令和6年度)4月～8月	2023年度(令和5年度)所得課税証明書	2023年度(令和5年度)所得課税証明書
2024年度(令和6年度)9月～3月	提出不要	2024年度(令和6年度)所得課税証明書

※単身赴任等により福山市外に在住している保護者についても、所得課税証明書の提出が必要です。所得課税証明書を提出する場合は、それぞれ1月1日に住民票のあった市区町村に請求してください。

※2024年度(令和6年度)の所得課税証明書を取得できる時期は、自治体により異なります。該当の市区町村へお問合せのうえ、入所申込みの際に提出できない場合は、取得でき次第提出してください。

※必要な資料は「〇〇年度所得課税証明書(所得金額、控除内訳の記載があるもの)」です。「所得証明書」等とした場合は、必要な事項が記載されていないことがありますので、正確に伝えてください。また、使用目的等を問われた場合は、「保育料算定のため福山市へ提出する」とお答えください。

※市町村民税が決定していない場合は、1月1日現在の住民登録地の市区町村での市町村民税申告が必要です。申告後、速やかに所得課税証明書を提出してください。

※1月1日に日本国外に居住していた等により所得課税証明書が取得できない場合は、2022年(令和4年)及び2023年(令和5年)の年間収入が確認できる書類を提出してください。

(8) 入所手続きにおけるマイナンバーの提出について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行及び子ども・子育て支援法施行規則により、教育・保育給付認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

マイナンバーの記入が必要な方

申込書（1枚目）に記入した保護者及び申込児童のマイナンバーを記入してください。
ただし、転所申込みの場合は、マイナンバーを提出する必要はありません。

本人確認書類の添付

保護者の番号確認書類及び身元確認書類のコピーを用紙に貼付してください。

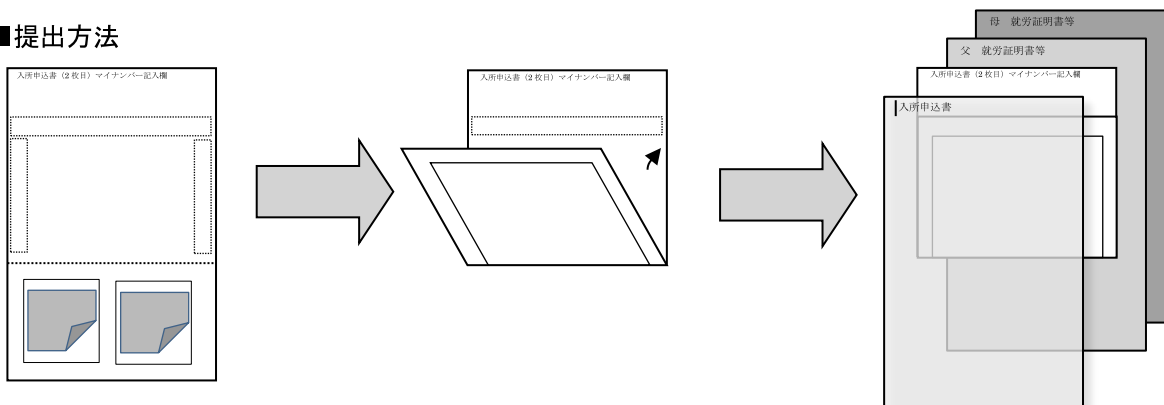
マイナンバー（個人番号）を取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と、現に手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。

なお、申込児童及びその他世帯員の本人確認書類は添付する必要はありません。

提出方法

マイナンバーを記入し、本人確認書類を貼付した後、用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

■提出方法



①マイナンバーを記入し、本人確認書類を貼付する。

②用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じる。

③他の申込書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出する。

マイナンバーQ & A

Q 福山市は、取得したマイナンバーを何に使用しますか？

A 他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。福山市に住民票のない保護者・扶養義務者の「所得課税証明書」の提出は不要となりますが、16歳未満の子どもが3人以上いる場合は、保育料が軽減となる可能性があるため、「所得課税証明書」を提出することを推奨します。

Q 自分のマイナンバーが分かりません。マイナンバー通知カードを紛失しました。

A 福山市市民課へお問い合わせください。市民課問合せ先：084-928-1276

Q 入所申込みに際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益や罰則がありますか？

A 関係法令の施行により必要となりましたので、提出にご協力ください。なお、入所申込書2枚目（マイナンバー記入欄）の用紙の提出がない場合は、マイナンバー提出の意思がないものとみなします。この場合も、福山市は入所申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

(9) 利用調整（入所の審査）の方法について

保護者の就労時間、家庭状況等により優先順位をつけ、保育所等を決定（利用調整）しています。
※福山市ホームページに、利用調整の詳細を掲載しています。

入所可能人数の決定

入所可能人数は、保育室等の面積、保育士等の職員数、継続児童数、継続児童の状況（病気・障がい等の特性など）を踏まえて決定します。なお、継続児童数は、審査会までに提出された退所届のほか、育休予約（2024年3月31日までの入所予約）の取下げに加え、2024年度の利用調整による転所承諾等によっても変動するため、**事前に入所可能人数をご案内することはできません。**

※入所可能人数には、年齢ごとの上限に加え、施設の上限があります。このため、年齢別にみると上限に達していないが、施設としての上限に達しているため入所できないといった場合があります。

例：入所可能人数が、0歳児12人・1歳児15人・2歳児18人・3歳児20人・4歳児30人・5歳児30人（合計125人）であっても、施設上限120人の場合は121人以降の入所ができません。

きょうだい特別入所の利用調整（幼稚園等の教育部分での在籍は対象外）

兄弟姉妹（里子を含む）が入所している保育所等への申込み又は兄弟姉妹（里子を含む）が在籍していない同一の保育所等への申込みの場合は、新規入所・転所を問わず、**一定の条件を満たす場合は**、優先で利用調整を行います。

また、地域型保育事業の在籍児童が満3歳に達して卒園する年度に、その児童の兄弟姉妹（里子を含む）が現に同一の地域型保育事業に在籍しており、兄弟姉妹同時に連携施設への転所を希望する場合も、一定の条件を満たす場合は、優先で利用調整を行います。

※きょうだい特別入所の申込みでも、希望する保育所等に空きがない場合などは入所できません。

きょうだい特別入所の対象となる条件

保護者が次のいずれかに該当すること

- ・通勤時間を除き、月120時間以上の就労要件
- ・通学時間を除き、月120時間以上の就学・職業訓練要件
- ・産前・産後要件
- ・病気・障がい要件

※兄弟姉妹（里子を含む）同時申込みの加点は、きょうだい特別入所の対象外であっても適用されません。

4月1日入所枠

新たに就労を開始する世帯や、病気・障がい等の要件により、4月1日から入所が必要な世帯のために私立保育施設に設定している0歳児を対象とした入所枠です。なお、入所希望日が4月1日であれば、育休復帰の場合も対象になります。

育休予約枠（育児休業給付金（手当金）対象者）

育児休業給付金（手当金）の対象となる育児休業を取得している（取得予定を含む）場合に、年度途中の入所予約を行う入所枠です。詳しくは、12ページをご覧ください。

※育児休業給付金（手当金）の受給を確認する書類が提出されない場合は、予約を取り消します。

育児休業給付金受給前の申込みの場合は、受給後速やかに内定先保育所等に提出してください。

※育児休業給付金の対象とならない育児休業からの復帰に伴う入所申込みは指数加点のみ行います。

利用調整に関するQ & A

Q 1 どうすれば入所しやすいですか？

A 1 通所可能な保育所等を多く希望してください。保育所等は「保育を必要とする要件」の認定があれば入所できますが、入所可能人数を上回る申込みがあった場合は利用調整を行うため、特定の保育所等のみを希望された場合には、入所ができない場合があります。

※利用調整は、指数（1か月の就労等の合計時間数を基に、ひとり親等の家庭状況、保育料の滞納状況等を反映）が高い順に入所を決定します。なお、最も指数が低い認定要件は、求職活動要件です。

Q 2 入所可能人数がわからないと、希望順位を決めることができません。どうしたらいいですか？

A 2 入所したい順に第一、第二、第三希望…としてください。利用調整では、希望する全ての保育所等を同時に審査し、入所可能な保育所等のうち、もっとも希望順位が高い保育所等に決定します。

※希望先順位により、指数が加点・減点されることはありません。

Q 3 ●△保育所の2歳児ですが、1人も入所できないことがありますか？

A 3 入所可能人数が0人の場合は、利用調整を行うことができず、誰も入所できません。

例：1歳児入所可能人数18人、2歳児入所可能人数18人の場合に、1歳児全員が次年度も継続する場合は、2歳児の新規入所可能人数は0人となります。

Q 4 「きょうだい特別入所」や「育休予約」であれば、必ず入所できますか？

A 4 希望保育所等の対象年齢の入所可能人数が0人の場合のほか、それぞれの入所可能枠を上回る申込みがあった場合は利用調整を行うため、入所できない場合があります。

Q 5 保育所等空き状況が「4/1 枠○、育休枠×」とはどういうことですか？（第三次審査まで）

A 5 育休予約の枠に空きがありませんが、「4月1日入所枠」（育休復帰での入所希望日が4月1日を含む）には空きがあり、利用調整が可能な状況です。

Q 6 「きょうだい特別入所」を希望する場合は、どのように申込みればいいですか？

A 6 「きょうだい特別入所」は、条件に該当する場合（22ページ参照）に自動的に適用されるため、通常どおり申込みを行ってください。

Q 7 現在は誰も保育所等に入所していませんが、きょうだい特別入所の対象になりますか？

A 7 兄弟姉妹（里子を含む）で同時に申込み場合も「きょうだい特別入所」の条件に該当するため（22ページ参照）、対象になります。

※「①全員同時に同じ保育所等に入所できなければ入所しない。」を選択した場合は、兄弟姉妹で別の保育所等に決定することはありませんが、ひとりでも入所できない場合は、兄弟姉妹全員が不承諾となります。

Q 8 第一希望にしか入所する気がないので、第二希望以降は記入しなくてもいいですか？

A 8 入所するつもりがない保育所等を記入する必要はありませんが、第一希望のみであっても利用調整で優先されることはありません。会社の託児所を利用するなど、保育所等以外の保育手段がある場合を除き、なるべく多くの保育所等を希望してください。

Q 9 入所できなかった場合は、希望保育所等を追加したいのですがどうしたらいいですか？

A 9 「入所申込変更届出書」（保育所等又は保育施設課で入手していただくか、福山市ホームページからダウンロードしてください。）を第一希望の保育所等又は保育施設課に提出してください。

※第一次、第二次、第三次、5月、6月と、利用調整を経るごとに入所可能人数は減少します。当初の申込みから、通所可能な保育所等を多く希望してください。

利用調整結果後の保育所等の空き状況（○・△・×で表記）はホームページに掲載しています。

「福山市保育所等空き状況」で検索してください。

※「×」がついている保育所等であっても希望可能です。また、「×」がついていても、入所決定の取下げや在園児の退所等により審査可能となる場合があります。

4

保育料及び副食費

※3歳以上児及び住民税非課税世帯の保育料は無償ですが、住民税課税世帯の0歳児から2歳児までは保育料が必要です。また、3歳以上児は副食費（おかず代）が一定の場合を除き必要となります。

(1) 保育料

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。家計に与える影響を考慮して、保護者の収入状況等に応じて、負担をしていただきます。これらの費用が、保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

保育料の決まり方

保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の保育料は、同じ計算方法で決定します。

■対象児童の年齢

2024年（令和6年）4月1日時点の年齢（学年年齢）で区分します。年度内は、誕生日を迎えても保育料は変わりません。

■算定対象となる保護者・扶養義務者

保護者（父及び母。ひとり親世帯の場合は、いずれか一人）の市町村民税の合算額で算定します。

保護者の収入の合算額が1か月に10万円に満たない場合で、同居の祖父母・曾祖父母等がいる場合は、最多所得者を保育料の算定に算入します。

※市民税未申告の場合等は、副食費「徴収」、保育料は原則として「C15」階層で決定します。

■市民税（課税地により「区民税」「町民税」「村民税」となります。）の課税状況

市民税の課税の有無と、市民税所得割の額を保育料の算定に用います。

市民税所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します（以降、この額を「市民税所得割額①」と記載します。）。

ただし、年少扶養親族が3人以上の場合には、算定対象となる保護者・扶養義務者の所得割額の合算額から、19,800円×（年少扶養親族の数－2）を減算します。ただし、減算前の所得割額が1円以上の場合は、この計算により所得割の額を0円以下にはしません（以降、この額を「市民税所得割額②」と記載します。）。

また、政令指定都市で市民税が課税されている場合は、税額控除前の所得割額に8分の6を乗じて計算した額で算定します。

保育料の算定に適用される収入及び市民税の年度は、次のとおりです。

収入	市民税の年度	保育料
2022年中 (令和4年中)	2023年度 (令和5年度)	2024年度(令和6年度) 4月から8月分まで
2023年中 (令和5年中)	2024年度 (令和6年度)	

■保育必要量

認定を受けた保育必要量によって、保育料が異なります。

認定変更により保育必要量が変更になった場合は、変更になった月から保育料を変更します。

■保育料表の適用

以上の内容を26ページの保育料表に当てはめて、保育料を決定します。

なお、生活保護を受給している世帯の保育料は無料です。また、ひとり親世帯、障がいのある人がいる世帯、同一世帯で複数の児童が保育所等を利用している場合等は、後述する保育料の減額が適用される場合があります。

ひとり親世帯 / 障がいのある人がいる世帯の保育料

次の要件を全て満たす場合は、保育料表[特例]の保育料が適用されます。

- ①ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持している。
- ②保護者・扶養義務者の市民税所得割の合算額（年少扶養親族が3人以上の場合は減算前の額。市民税所得割額^㉑）が77,101円未満

保育料の多子軽減 - 上の子がいる場合の保育料 -

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料は、半額又は無料になる場合があります。詳しくは、27～28ページをご覧ください。

特別な場合の保育料

■税額が不明の場合の保育料

保育料の算定に必要な税額が確認できなかった場合は、原則としてC15階層で保育料を決定します。適正な保育料の算定のため、関係資料（20ページ参照）を提出してください。

他市町村から転入された方、確定申告等をしていない方、保護者のいずれかが単身赴任している方、外国に居住していた方などが該当します。

■月途中に入所・退所した場合の保育料

月途中に入所又は退所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所届を提出せず保育所等に来なくなったり、自己都合で長期に欠席された場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかります。

食事について

3歳未満児は主食を含めた食事となっており、その費用は、保育料に含まれています。3歳以上児は、保育料は無償となりましたが、副食費は世帯によって有償の場合と無償場合があります。詳しくは、保育料表を参照してください。また、3歳以上児は主食を持ってきていただく場合があります。

(2) 保育料表 2号・3号

記載内容は、作成日時点のものです。変更等があった場合は、別途お知らせします。

階層区分	市民税の課税状況等	保 育 料 (多子軽減による半額保育料)						【月額/円】	
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		標準時間	短時間
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護世帯	0	0						
B	非課税	0 (0)	0 (0)						
C1	均等割のみ課税	12,200 (6,100)	12,000 (6,000)						
C2	市 民 税 所 得 割 額 ⑤	4,800円未満	13,900 (6,950)	13,700 (6,850)					
C3		4,800円以上 48,600円未満	15,600 (7,800)	15,400 (7,700)					
C4		48,600円以上 56,800円未満	17,600 (8,800)	17,200 (8,600)					
C5		56,800円以上 65,000円未満	19,700 (9,850)	19,300 (9,650)					
C6		65,000円以上 73,000円未満	21,800 (10,900)	21,400 (10,700)					
C7		73,000円以上 81,000円未満	24,000 (12,000)	23,600 (11,800)					
C8		81,000円以上 89,000円未満	26,500 (13,250)	26,100 (13,050)					
C9		89,000円以上 97,000円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)					
C10		97,000円以上 111,400円未満	32,500 (16,250)	31,900 (15,950)					
C11		111,400円以上 125,800円未満	34,000 (17,000)	33,400 (16,700)					
C12		125,800円以上 140,200円未満	37,500 (18,750)	36,900 (18,450)					
C13		140,200円以上 154,600円未満	39,000 (19,500)	38,400 (19,200)					
C14		154,600円以上 169,000円未満	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)					
C15		169,000円以上 301,000円未満	57,000 (28,500)	56,100 (28,050)					
C16		301,000円以上 397,000円未満	61,200 (30,600)	60,000 (30,000)					
C17		397,000円以上	80,000 (40,000)	78,400 (39,200)					

3歳未満児 … 0・1・2歳児クラス
3歳以上児 … 3・4・5歳児クラス

3歳以上児の保育料は無償ですが、副食費(おかず代)が必要です。ただし、市民税所得割額⑤が57,700円未満(ひとり親世帯/障がいのある人がいる世帯は、市民税所得割額⑤が77,101円未満)の世帯は副食費が免除されます。また、市民税所得割額⑤に関係なく就学前施設に3人以上通所されている場合は、3人目以降は副食費が免除されます。

※副食費は、保育料と同じ方法で免除対象者を決定しますが、保育料の減免制度及び多子軽減は適用されません。
※副食費の金額及び納付方法については、各施設へお問い合わせください。

市民税の課税状況と課税額 1
保護者・扶養義務者の合算額で算定します。所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します。——市民税所得割額⑤
階層区分の決定は、年少扶養親族が3人以上の場合は、市民税所得割額⑤から19,800円×(年少扶養親族の数-2)を減算します。この計算では所得割の額を0円以下にはしません。——市民税所得割額⑤

ひとり親世帯 / 障がいのある人がいる世帯の保育料 2
次の要件を全て満たす場合は、右の保育料表〔特例〕が適用されます。
①ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持している。
②市民税所得割額⑤が77,101円未満

保育料の多子軽減 -上の子がいる場合の保育料- 3
対象児童に上の子がいる場合は、保育料が減額になることがあります。世帯の状況・市民税所得割額⑤の額に応じ、上の子と認定できる範囲や適用される減額が異なります。対象児童が第2子の場合は半額又は無料、第3子以降の場合は無料になります。上表の()内の金額が、多子軽減の適用による半額保育料です。上の子が児童発達支援等を利用している場合は、在園証明書等の提出が必要な場合があります。

■ 保育料表〔特例〕

階層区分	保 育 料						【月額/円】	
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		標準時間	短時間
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
B⑥	0	0	0	0	0	0	0	
C1⑥ から C7⑥ まで (市民税所得額⑤ 77,101円未満)	4,800	4,800	0	0	0	0	0	

この表は、ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持する世帯で、市民税所得割額⑤が77,101円未満の世帯の場合の保育料を記載しています。この表の適用となる世帯は、多子軽減により第2子以降が無料となります。

(3) 保育料・副食費の多子軽減 - 上の子がいる場合の保育料 -

多子軽減とは

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合の保育料は、半額又は無料になる場合があります。保育料の算定において上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。上の子が児童発達支援等に在籍している場合は、在園証明書等の提出が必要となる場合があります。

■多子軽減の適用表

世帯の状況	市民税所得割額 ^④ の額	対象となる上の子	在園証明書の提出	対象児童の保育料／副食費	
				対象児童が第2子	対象児童が第3子以降
ひとり親世帯 又は	77,101円未満	保護者と同一生計の子ども全て	不要	0円／0円	0円／0円
障がいのある人がある世帯	77,101円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	要	半額／全額	0円／0円
上記以外の世帯	57,700円未満	保護者と同一生計の子ども全て	不要	半額／0円	0円／0円
	57,700円以上	施設に在籍する就学前児童のみ	要	半額／全額	0円／0円

■多子軽減の対象施設一覧表

在園証明書等の提出が <u>不要</u> な施設		在園証明書等の提出が <u>必要</u> な施設	
○保育所	○幼稚園	○児童発達支援	○児童心理治療施設
○認定こども園		○特別支援学校幼稚部	(情緒障がい児短期治療施設)
○地域型保育事業			○医療型児童発達支援

■多子軽減の表の見方(例)

世帯の例	表の見方(例) 多子軽減の適用内容
ひとり親世帯で市民税所得割額 ^④ が77,101円未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを「上の子」と認定します。 認定した上の子が1人でもいる場合は、対象児童の保育料は無料になります。
ふたり親世帯で市民税所得割額 ^④ が57,700円以上の世帯	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童より年上で、上記のいずれかの施設に在籍している子どものみを「上の子」と認定します。ただし、「在園証明書等の提出が必要な施設」を利用している子どもについては、在園証明書等の提出があった場合のみ「上の子」と認定します。 認定した上の子が1人の場合は、対象児童の保育料は半額となります。 認定した上の子が2人以上の場合は、対象児童の保育料は無料となります。

- ひとり親世帯とは、関係資料(19ページ参照)を提出することにより、保育料の算定においてひとり親と認定された世帯です。
- 障がいのある人がある世帯とは、障がい者手帳のコピー等を提出することにより、保育料の算定において障がいのある人があると認定された世帯です。

- ・「保護者と同一生計の子ども全て」とは、保護者と生計を一にしていれば、年齢・同居の有無・実子であるか否か等は問いません。
- ・多子軽減の適用表で在園証明書の提出が「要」となっている場合は、多子軽減の対象施設一覧表で施設の種別を確認してください。在園証明書等の提出が必要な施設に在籍している子どもについては、在園証明書等を提出いただくことで上の子と認定されます。
- ・多子軽減の適用表と対象施設一覧表で、上の子と認定される子どもの人数を確認してください。対象児童から見て上の子が1人であれば、対象児童が第2子の場合の保育料となります。上の子が2人以上であれば、第3子以降の場合の保育料となります。
- ・「半額」とは、「上の子の保育料の半額」という意味ではなく、対象児童の本来の保育料の半額です。26ページの保育料表の（ ）内の額をご確認ください。

在園証明書等の提出について

27ページの「在園証明書等の提出が必要な施設」に在園されている場合は、2024年（令和6年）4月1日以降に発行された在園証明書・通園証明書等を提出してください。**在園証明書等は毎年度提出が必要です。**

入所決定後、証明書の準備ができ次第、入所した保育所等へ証明書を提出してください。2025年（令和7年）3月31日までに提出があれば入所月にさかのぼって適用します。

(4) 保育料等の決定と通知

保育料等は、入所の決定後に税額等の調査を行い決定します。

保育料等決定通知書の送付時期・送付方法等は、次のとおりです。なお、緊急入所や産休・育休復帰などにより月の1日以外が入所日の場合は、入所日・入所決定日に応じて、次の表のいずれかの入所日と同様の時期・方法でお知らせします。

また、副食費については、原則免除者のみ保育料等決定通知書を送付します。

入 所 月	保育料の対象月	保 育 料 等 決 定 通 知 書	
		送付の時期	送 付 の 方 法
前年度から継続	4月～8月分	4月中旬	保育所等からお渡し
4月	9月～3月分	9月中旬	保育所等からお渡し
5月～8月	入所月～8月分	入所月の 20日頃	郵 送
	9月～3月分	9月中旬	保育所等からお渡し
9月	9月～3月分	9月中旬	保育所等からお渡し
10月～3月	入所月～3月分	入所月の 20日頃	郵 送

※口座振替の手続きができていない世帯の納付書は、保育料等決定通知書と同封して送付します。2024年12月～2025年3月分の納付書は2024年12月に自宅へ郵送します。

(5) 保育料の変更・減免

保育料の変更

世帯に異動があった場合は、保育料の変更を行うことがあります。次の場合は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に必要事項を記入し、その他必要な書類を添付して利用している保育所等へ提出してください。用紙は保育所等にあります。

- ① 住所・名前が変わった
- ② 生活保護の受給を始めた/保護廃止となった
- ③ 世帯員の障がい者手帳等の所持状況が変わった
- ④ 離婚した/離婚を前提とした別居を始めた/配偶者が亡くなった
- ⑤ 結婚した/未届だが同居を始めた
- ⑥ 祖父母等と同居を始めた/別居を始めた
- ⑦ 保護者と生計を一にしている子どもの状況が変わった

毎月25日までに保育施設課に届いた書類等により、翌月の保育料決定時に変更を行います。

2024年度（令和6年度）保育料の変更等に関する書類の最終提出期限は、2025年（令和7年）3月31日（月）です。

市民税の申告・修正申告等を行った場合は、申告書の控えを保育施設課へ提出してください。上記と同様、毎月25日までに届いた書類により、翌月、保育料変更を行います。最終提出期限は2025年（令和7年）3月31日（月）です。

ただし、税務署への申告等を行うことによる保育料の見直しは、2024年（令和6年）12月27日（金）が期限です。それまでに申告書の控えを保育施設課へ提出してください。

保育料の減免

次の場合は保育料の見直しができることがあります。保育施設課へお問い合わせください。

減免の最終申請期限は2025年（令和7年）3月31日（月）です。

- ① 2023年（令和5年）又は2024年（令和6年）中に、離婚又は結婚した場合
- ② 2023年（令和5年）又は2024年（令和6年）中に、世帯員が身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を取得した場合
- ③ 2023年（令和5年）又は2024年（令和6年）中に、未婚で出産した場合
- ④ 災害等により被害を受けた場合
- ⑤ 保育中に発生した事故により児童が連続して15日以上休所した場合等
- ⑥ 特定の感染症により児童が連続して15日以上休所した場合等（医師の診断書が必要です。）
- ⑦ 世帯の収入が著しく減少した場合（保育料決定の基準年の収入と比較を行い、40%以上減少していることが条件です。）

(6) 保育料の納付について

保育料の納付先

保育料の納付先は、利用する施設の種類に応じて、次のとおりです。本書では「福山市へ納付」となっている部分について説明を記載しています。

施設の種類	保育料の納付先
保育所 公立認定こども園	福山市へ納付
私立認定こども園 地域型保育事業	各施設へ納付 (納付方法等は、施設へお問い合わせください。)

保育所等保育料の納付は口座振替を原則としています。ご理解とご協力をお願いします。

※ 事情により口座振替によらない場合は、納付書をお送りしますので、納付期限までに納付してください。

※ 2021年度から、スマホ決済アプリの請求書払い機能でもお支払いができます。詳しくは福山市ホームページをご確認ください。

口座振替の手続をしていただくと、便利で納め忘れがないだけでなく、還付がある場合の手続が不要となるなど、利便性が向上します。

■口座振替申込方法

「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印のうえ、預（貯）金口座のある福山市内に本支店のある金融機関の窓口¹に提出してください。

その際、届出内容は「1 新規」にチェックをしてください。「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」は、保育所等にあります。

手続には、預（貯）金通帳と通帳届出印及び本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

なお、兄弟姉妹が既に口座振替をされている場合及び過去に口座振替をしていて廃止していない場合（福山市へ納付する場合に限る。）は、手続の必要はありません。

■口座振替の開始

金融機関が、毎月25日までに「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」を受理した方について、原則、翌月分から口座振替をします（営業日によっては翌月に間に合わない場合があります。）。

口座振替の手続が完了した方には、口座振替を開始する月の中旬に「口座振替開始のお知らせ」をお送りしますので、金融機関名、支店名等の確認をお願いします。なお、4月又は9月から口座振替を開始する方については、保育料決定の通知書に口座名等を記載することで、口座振替開始のお知らせに代えさせていただきます。

口座振替の手続をしたにも関わらず納付書が送付されてきた場合は、その月の分は納付書で納めてください。「口座振替開始のお知らせ」が届いたら、以降の納付書は不要となります。

■口座振替日

当月分の保育料を毎月27日に振替します。ただし、振替日が休日の場合は、翌営業日になります。

資金不足等で振替ができなかった場合は、再度の振替ができませんので、必ず振替日の前日までに残高確認や指定預（貯）金口座への入金をお願いします。

なお、振替ができなかった方については、振替日の翌月の5日頃に、保育所等保育料口座振替不能通知書兼納付書をお送りしますので、金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。

■口座振替の金融機関等を変更又は廃止する場合

口座振替の金融機関、口座番号、預（貯）金種別又は口座名義人等を変更又は廃止する場合は、「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印のうえ、金融機関に提出してください。

その際、届出内容は、「2 変更」又は「3 廃止」にチェックをしてください。

手続には、預（貯）金通帳と通帳届出印及び本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

保育料の納期限について

保育料の納付は納期限までをお願いします。毎月末が当月分の保育料の納期限です。

なお、納期限が過ぎた納付書でも使用できます。

納期限を一定期間過ぎても納付がない方へは、督促状兼納付書を送付します。

保育料を滞納された場合

上記の督促状兼納付書に記載された指定期限までに納付がない場合は、次の対応をとる場合があります。保育料は必ず納期限内に納付してください。

- 1 施設長等による面接指導
- 2 自宅及び勤務先への電話・訪問
- 3 勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
- 4 差押（預金・給与・生命保険・不動産等）等の滞納処分

なお、保育料を滞納した期間に応じて、延滞金がかかる場合があります。

(7) 保育料の試算方法等

保育料の試算方法

入所申込みの前等に保育料の額をお知りになりたい場合は、世帯の税額等を確認し、33ページの保育料の試算手順により試算をしてください。なお、保育施設課では市民税額をご案内することはできません。

※市民税額の確認等は課税地の市民税担当課(福山市では市民税課 084-928-1020)へご相談ください。

税額等の確認の方法

税額等が分かる資料に応じて、次の説明の金額等で確認してください。

なお、次の様式は2023年度（令和5年度）の福山市のものです。法改正等により2024年度（令和6年度）は変更となる可能性があります。また、他市町村の様式は、福山市と異なる場合がありますのでご注意ください。

また、政令指定都市で市民税が課税されている場合は、税額控除前の所得割額に8分の6を乗じて計算した額で算定します。

■給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書

- ・給与所得者（お勤めの方）に対し、毎年6月頃に勤務先で配付されます。
- ・4月～8月分の保育料 → 2023年度（令和5年度）の通知書に記載の額等によります。
- ・9月～3月分の保育料 → 2024年度（令和6年度）の通知書に記載の額等によります。

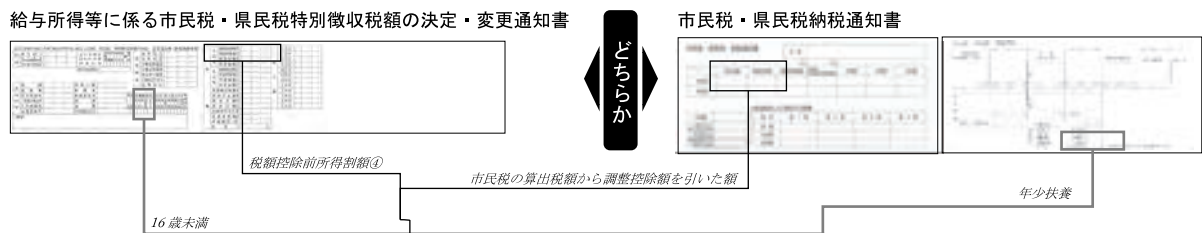
確認する項目	資料のどこを見ればよいか
税額控除前の所得割額	市民税の「税額控除前所得割額④」の金額です。
年少扶養親族	「扶養親族該当区分」の「16歳未満」の欄に記載されている数値です。

保育料の試算手順

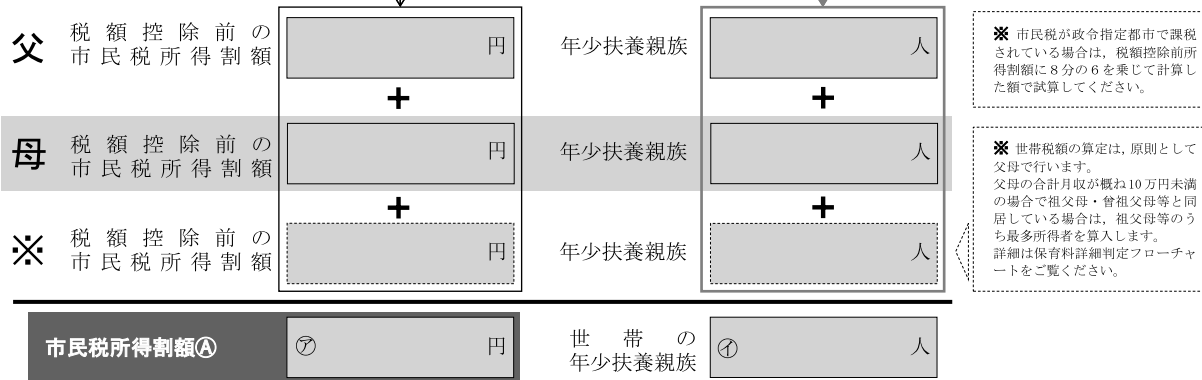
算定年度

市民税の年度	保 育 料
2023年度（令和5年度） ▶	2024年度（令和6年度）4月～8月分
2024年度（令和6年度） ▶	2024年度（令和6年度）9月～3月分

基になる税資料

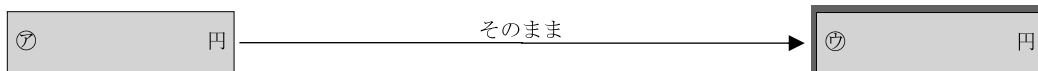


世帯税額の算定

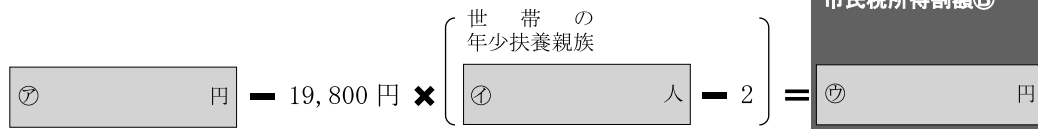


年少扶養親族が3人以上の場合の税額の再計算

■世帯の年少扶養親族①が2人以下のとき



■世帯の年少扶養親族①が3人以上のとき

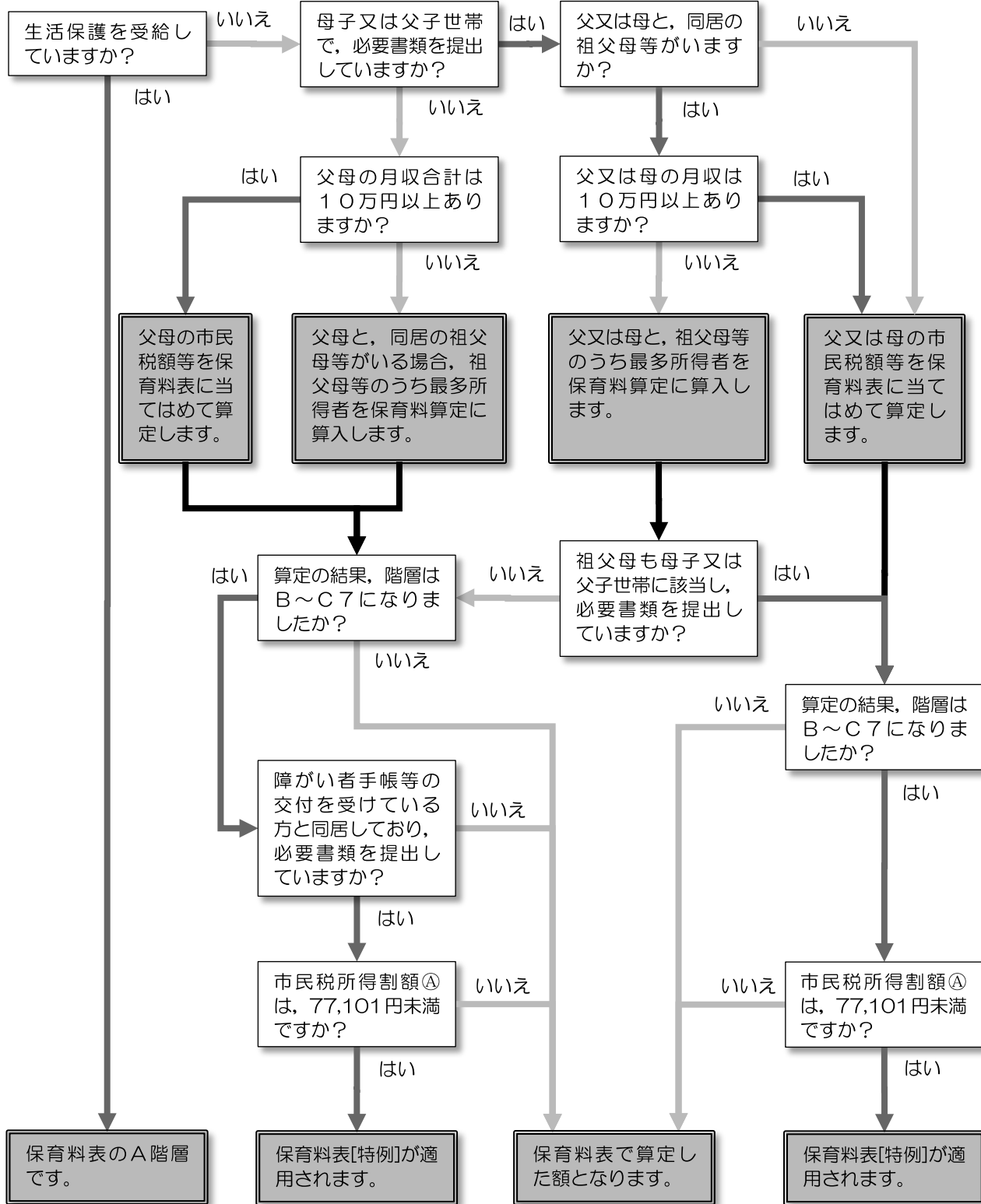


ただし、④が1円以上の場合は、この計算によって、④の額を0円以下にはしません。

④の額を26ページの保育料表の市民税の課税状況等の欄に当てはめると、月額保育料が算出されます。

より詳細に試算したい場合は、次ページの保育料詳細判定フローチャートをご覧ください。多子軽減の適用については27ページで確認してください。

保育料詳細判定フローチャート



5

入所申込みされた方へ/入所された方へ

(1) 入所申込みされた方へ（利用調整（入所の審査）など）

入所待機の場合の自動継続審査について

入所待機となった場合は、入所待機の通知を送付しますが、12月実施の利用調整まで引き続き審査を行います。入所決定となった場合のみ、通知（入所承諾通知）を送付します。

ただし、認定要件が求職活動、産前・産後要件や有期雇用等の場合は、認定要件の有効期間以降は継続審査の対象外となり、再度入所申込みが必要となります。

2025年度（令和7年度）の入所申込みは、別途必要です。

※入所決定を待っている間に入所の意思がなくなった場合は、入所申込みの取下げの手続きを行ってください。意に沿わない入所決定をしてしまう可能性があります。

希望保育所等の変更、入所申込みの取下げ等について

次に掲げる項目については、「入所申込変更届出書」の該当欄に記入し提出してください。9ページに記載の申込締切日までに提出のあったものについて、その回の審査から適用します。用紙は保育所等にあります。

項 目	注 意 事 項	変更届出書の提出先
希望保育所等の変更・追加	希望の施設を追加する場合は、新たに希望する施設だけでなく、希望する全ての施設を記入してください。	保育施設課 又は 保育所等
入所希望日の変更	入所審査の結果通知の発送後は、入所日の変更はできません。	
兄弟姉妹同時申込時の同時同園希望の変更	—	
入所申込みの取下げ	—	
入所決定後の入所辞退	「入所申込変更届出書」と合わせて「入所承諾通知書」を返却してください。 転所決定を取り消した場合は、 <u>転所前の保育所等を引き続き利用することはできません。</u>	入所決定した保育所等

認定要件の変更について（入所・転所申込み中/利用中の方共通事項）

保護者の方が保育を必要とする状況に変更があった場合、認定要件の有効期間満了後も引き続き保育の必要性の認定を申請する場合は、変更後の「保護者が保育を必要とする事由を証明する書類」（8ページ参照）の提出が必要です。認定がない場合は、保育所等を利用中の方は退所となります。

なお、毎月10日（10日が土曜日の場合は9日（金）、10日が日曜日の場合は8日（金））までに保育所等へ書類の提出があったものについて、翌月から認定要件の変更（標準時間/短時間の変更、期間の変更等）を適用します。

住所等の変更について（入所・転所申込み中／利用中の方共通事項）

住所が変更となった場合は、「入所申込変更届出書」に変更内容を記入して、第一希望の保育所等へ提出してください。用紙は保育所等にあります。市民課等での転居手続とは別に届出が必要です。

必ず「入所申込変更届出書」を提出してください。入所後は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

(2) 認定時間の変更について

■短時間認定への変更を希望する場合

「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に必要事項を記入して提出してください。用紙は保育所等にあります。就労証明書等の添付を求める場合があります。

■標準時間認定への変更を希望する場合

「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」と、保護者それぞれの月に120時間以上の就労時間となっている就労証明書等、標準時間認定の要件を満たす書類の提出が必要です。

いずれの場合も、毎月10日（10日が土曜日の場合は9日（金）、10日が日曜日の場合は8日（金））までに保育所等へ書類の提出があったものについて、翌月から変更を適用します。

提出期限を過ぎると、翌月からの認定変更ができません。保育必要量（標準時間、短時間）によって、保育料や延長保育料が異なる場合がありますので、ご注意ください。

(3) 転所について

転所を希望する場合は、転所したい第1希望の保育所等へ「入所申込書類」を提出してください。用紙は、保育所等にあります。

※転所についても、入所待機となった場合は、自動継続審査（認定要件の有効期限がある場合は除く）の対象となります。転所決定を待っている間に転所の意思がなくなった場合は、必ず保育施設課へ連絡し、転所申込みの取下げをしてください。いったん転所が決定（転所内定も含む）すると、転所前の保育所等の在籍がなくなりますので、「前の保育所等に戻る」ことはできません。

※申請の時期が異なる場合などで、認定要件（勤務先・就労時間等）に変更がないときは、証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能ですので、証明を受けた就労証明書のコピーを保存しておくことを推奨します。

※育休期間内に転所はできません（復職（予定）年月日と同時又はその10日前の期間内の転所申込みは除く。）。

(4) 退所について

退所する場合は、「退所届」と「認定証（交付を受けている方のみ）」を通っている保育所等に提出してください。退所届の用紙は保育所等にあります。

なお、月途中（月の2日以降）に保護者が福山市外へ転出する場合は、保育所等の利用は転出日の属する月の末日までとなります。また、1か月を超える長期欠席の場合は、原則退所となります。

6

入所申込み後に離婚された方へ/結婚された方へ

(1) 入所申込み後に離婚等をされた方へ

入所申込後に離婚した、離婚を前提とした別居を始めた又は配偶者が亡くなった場合は、対象児童の親権者となる方が、次の手続をしてください。提出が必要な書類は、保育所等へ提出してください。

提出書類	離婚	別居	死別	説明
保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書	◎	◎	◎	用紙は保育所等にあります。
ひとり親家庭等申立書	◎	◎	◎	用紙は保育所等にあります。
戸籍謄本のコピー	△	-	-	離婚日と親権者が分かる戸籍謄本のコピーを提出してください。
遺族年金証書のコピー	-	-	○	遺族年金を受給している場合は提出してください。

記入方法等の詳細は、19ページをご覧ください。

(離婚の場合)

世帯状況報告書兼同意書 △ ◎ - 児童扶養手当受給資格(所得要件による全部停止を含む)がある場合は、提出不要です。

(離婚前提別居の場合)

必須ですが、裁判所の発行する離婚調停の呼出状(調停期日通知書)のコピーで代えることもできます。

保護者の収入が分かる資料	○	○	○	祖父母等と同居している場合は提出してください。詳しくは19ページをご覧ください。
--------------	---	---	---	--

◎：必須 ○：保育料の算定に影響(提出があれば保育料の軽減ができることがあります)

△：児童扶養手当受給資格(所得要件による全部停止を含む)がある場合は、提出不要です。

世帯状況の変更による保育料の変更は、必要な書類を全て提出いただいた時点で、事由発生日(離婚日等)の属する月の翌月(事由発生日が1日の場合は当月)から適用します。

■離婚等による保育料振替口座の廃止について

離婚又は離婚前提別居を始めた場合は、その届出のあった時点で、登録されている保育料振替口座を廃止します。親権者が確定し、姓変更等による口座名義の変更の完了後、改めて口座振替の登録をしてください。その間は、納付書による納付をお願いします。

死別された場合は、振替口座が亡くなられた方の名義の場合のみ、振替口座を廃止します。

(2) 入所申込み後に結婚等をされた方へ

入所申込み後に結婚した場合や、婚姻届を提出していないが共同生活を始めた(事実婚)場合は、次の手続を行ってください。提出が必要な書類は、保育所等へ提出してください。

必要な手続等	説明
保護者・住所・子どもの姓の変更の手続	「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記入して提出してください。用紙は保育所等にあります。
結婚相手の名前等の届出	「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」の所定の欄に、必要事項を記入し提出してください。
結婚相手の「保育できない状況を証明する書類」	8ページに記載の「保護者が保育を必要とする事由を証明する書類」のうち、いずれかを提出してください。
口座振替の変更の手続	結婚により口座を変更する場合又は口座は同じだが口座名義が変更になる場合等は、口座振替依頼書に必要事項を記入して金融機関へ提出してください。用紙は保育所等にあります。

公立保育所等一覧表

- ・記載内容は、この冊子の作成日時点の2024年度（令和6年度）の予定です。作成日以降に変更がある場合があります。
- ・標準時間、短時間それぞれの場合の保育利用可能時間帯は、7ページに記載のとおりです。認定された利用時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が必要です。
- ・全ての公立保育所等で延長保育及び一時預かりを実施しています。実施内容については、各保育所等へお問い合わせください。なお、入所状況により利用できない場合があります。
- ・保育対象年齢の注釈は、次のとおりです。

保育対象年齢	説 明
0歳以上	生後57日以上の児童
おおむね1歳以上	入所月中に満1歳に達する児童
おおむね2歳以上	入所月中に満2歳に達する児童

■生後57日以上について

「0歳以上」の保育所等は、原則として生後57日以降の1日入所での申込みが可能です。出産前の場合は、出産予定日を基準としてください。なお、生後43日以降57日未満での入所を希望される場合は、母の診断書（出産後56日未満での就労に支障がないことを明記）が必要です。事前に、保育施設課までお問い合わせください。

■公立保育所〔五十音順〕

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅南	0008	あけぼの保育所	曙町三丁目12番20号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-1239	12月8日(金)
2	新市	0914	綱引保育所	新市町宮内1442番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-52-5810	12月9日(土)
3	芦田	0205	有磨保育所	芦田町上有地339番地5	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-958-3800	12月5日(火)
4	南部	0601	内海保育所	内海町1080番地2	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-986-2483	12月7日(木)
5	駅家	0402	駅家西保育所	駅家町近田480番地	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-976-0102	12月5日(火)
6	駅家	0401	駅家保育所	駅家町倉光111番地3(※)	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-976-0131	12月13日(水)
7	西部	0105	金江保育所	金江町金見3174番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-935-7419	12月4日(月)
8	西部	0113	神村北保育所	神村町1346番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-934-3775	12月7日(木)
9	西部	0108	神村保育所	神村町3165番地3	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-933-4223	12月1日(金)
10	中央部 駅南	0034	川口保育所	東川口町五丁目15番13号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-2229	12月8日(金)
11	神辺	0806	神辺保育所	神辺町川南1030番地2	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-963-0088	12月12日(火)
12	南部	0019	熊野保育所	熊野町乙1088番地1	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-959-0042	12月1日(金)
13	中央部 駅北	0013	蔵王保育所	蔵王町二丁目8番50号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-923-4349	12月6日(水)
14	中央部 駅北	0037	樹徳保育所	木の庄町一丁目1番10号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-923-6745	12月12日(火)
15	新市	0913	新市保育所	新市町新市867番地5	0歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-52-5535	12月12日(火)
16	西部	0109	高西保育所	高西町真田143番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-933-3217	12月1日(金)
17	中央部 駅南	0007	多治米保育所	多治米町二丁目4番14号	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-0935	12月1日(金)
18	神辺	0803	中条保育所	神辺町東中条32番地	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-967-0901	12月1日(金)
19	新市	0915	常金丸保育所	新市町常1284番地2	0歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-53-8002	12月5日(火)
20	西南部	0016	津之郷保育所	津之郷町津之郷895番地	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-951-1474	12月12日(火)
21	新市	0911	戸手保育所	新市町戸手1122番地1	0歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-52-5536	12月12日(火)
22	西南部	0032	長和保育所	瀬戸町長和1125番地	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-951-6174	12月5日(火)
23	中央部 駅南	0003	南部保育所	明治町4番2号	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-922-3220	12月1日(金)

※駅家保育所は2024年3月末までの予定で改修工事を行っています。工事期間中は駅家町大字中島754番地1で受付等を行っていますので、ご注意ください。

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
24	中央部 駅南	0028	西多治米保育所	千代田町一丁目2番42号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-953-6136	12月12日(火)
25	中央部 駅南	0029	西保育所	古野上町15番5号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-925-2619	12月5日(火)
26	西南部	0010	西山手保育所	山手町1718番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-951-1379	12月4日(月)
27	中央部 駅南	0005	野上保育所	沖野上町五丁目5番23号	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-923-4306	12月2日(土)
28	駅家	0407	服部南保育所	駅家町服部永谷9番地5	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-978-0090	12月6日(水)
29	西部	0112	東神村保育所	神村町4560番地2	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-934-5763	12月6日(水)
30	西部	0110	東村保育所	東村町2672番地1	おおむね2歳以上	○	○	7:00~19:00	084-936-0237	12月1日(金)
31	東部	0011	引野保育所	引野町4048番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-941-1008	12月1日(金)
32	加茂	0305	広瀬保育所	加茂町北山718番地4	おおむね2歳以上	○	○	7:00~19:00	084-972-3005	12月4日(月)
33	芦田	0204	福田保育所	芦田町福田2526番地	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-958-3027	12月8日(金)
34	西部	0106	藤江保育所	藤江町2720番地3	おおむね2歳以上	○	○	7:00~19:00	084-935-7301	12月8日(金)
35	駅家	0301	ふたば保育所	駅家町法成寺2135番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-972-7785	12月4日(月)
36	西部	0107	本郷保育所	本郷町1160番地2	おおむね2歳以上	○	○	7:00~19:00	084-936-0220	12月2日(土)
37	西部	0102	松永西保育所	松永町二丁目10番22号	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-933-4221	12月5日(火)
38	神辺	0808	御野保育所	神辺町上御領1310番地	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-965-0720	12月6日(水)
39	中央部 駅南	0036	水呑立正保育所	水呑町三新田一丁目107番地	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-956-1539	12月13日(水)
40	中央部 駅南	0001	三吉保育所	三吉町南一丁目1番8号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-922-0244	12月13日(水)
41	駅家	0403	宜山保育所	駅家町今岡470番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00~19:00	084-976-0273	12月6日(水)
42	西部	0104	柳津保育所	柳津町五丁目1番20号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-933-4218	12月2日(土)
43	西南部	0009	山手保育所	山手町六丁目23番23号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-951-2326	12月5日(火)
44	神辺	0802	湯田保育所	神辺町川北1110番地4	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-962-2257	12月6日(水)

■認定こども園（幼保連携型） [五十音順]

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	東部	0012	伊勢丘こども園	伊勢丘三丁目6番5号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-940-6611	12月13日(水)
2	中央部 駅北	0033	大学附属こども園	三吉町一丁目6番3号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-925-2517	12月9日(土)

私立保育所等一覧表

- ・記載内容は、この冊子の作成日時点の2024年度（令和6年度）の予定です。新たに認可を予定している施設については、最新の状況を福山市ホームページに掲載します。
- ・標準時間、短時間それぞれの場合の保育利用可能時間帯は、各保育所等へお問い合わせください。認定された利用時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が必要です。
- ・延長保育で「☆」の施設は短時間認定のみ利用可能な施設です。
- ・一時預かりの保育料については、各保育所等へお問い合わせください。
- ・保育対象年齢の注釈は、次のとおりです（学年年齢については、48ページ「学年年齢について」を、生後57日以上については、38ページの「■生後57日以上について」を参照）。

保育対象年齢	説 明	保育対象年齢	説 明
0歳以上	生後57日以上の児童	1歳以上	入所日までに満1歳に達する児童
3か月以上	入所日までに生後3か月に達する児童	1歳6か月以上	入所日までに満1歳6か月に達する児童
6か月以上	入所日までに生後6か月に達する児童	3歳児以上	学年年齢が3歳の児童
8か月以上	入所日までに生後8か月に達する児童		

■私立保育所〔五十音順〕

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	神辺	0821	いろは保育所	神辺町川北396番地6	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-962-0284	12月1日(金)
2	中央部 駅南	0513	くるみ保育園	御船町一丁目4番32号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-924-0569	12月6日(水)
3	中央部 駅北	0519	さくら保育園	桜馬場町10番32号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-926-0100	12月5日(火)
4	南部	0706	白百合保育園	沼隈町中山南7503番地2	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-988-1055	12月4日(月)
5	神辺	0822	太陽保育園	神辺町川南1336番地5	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-963-0711	12月1日(金)
6	東部	0527	たんぼぼ保育園	日吉台二丁目11番15号	0歳以上	○		7:00~19:00	084-943-1052	12月6日(水)
7	中央部 駅南	0537	千代保育園(夜間)	南町14番11号	0歳以上	○	○	8:00~0:00	084-922-8700	12月1日(金)
8	中央部 駅北	0532	つなぎ保育園	南蔵王町一丁目12番30号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-924-4351	12月8日(金)
9	東部	0528	坪生保育所	坪生町四丁目10番29号	6か月以上	○		7:00~19:00	084-947-4317	12月7日(木)
10	中央部 駅北	0542	東深津保育所	東深津町六丁目7番3号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-923-6739	12月12日(火)
11	加茂	0534	ひまわり保育園	加茂町下加茂433番地2	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-972-6333	12月6日(水)
12	中央部 駅南	0536	ひよこ保育園	新涯町一丁目15番35号	0歳以上	○		7:00~19:00	084-953-3525	12月1日(金)
13	神辺	0823	ひらの保育園	神辺町平野785番地24	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-966-2709	12月6日(水)
14	中央部 駅北	0511	福山マリヤ保育園	三吉町五丁目3番10号	0歳以上	○		7:30~19:30	084-925-5324	12月2日(土)
15	中央部 駅南	0535	まこと保育園	新涯町五丁目14番11号	0歳以上	○		7:00~19:30	084-954-1221	12月4日(月)
16	西部	0101	松永東保育所	松永町五丁目2番21号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-933-4519	12月1日(金)
17	西南部	0516	まつば保育所	瀬戸町地頭分1724番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-951-9076	12月1日(金)
18	御幸	0518	御幸南保育所	御幸町中津原1582番地1	0歳以上	○		7:00~19:00	084-955-3500	12月1日(金)
19	駅家	0544	宜山ひかり保育園	駅家町上山守450番地128	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-976-3042	12月7日(木)
20	中央部 駅北	0501	明浄保育園	北吉津町五丁目5番32号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-927-3052	12月1日(金)

■認定こども園（幼保連携型） [五十音順]

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	駅家	0539	あおぼこども園	駅家町万能倉463番地 1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-976-1242	12月1日(金)
2	西南部	0017	赤坂未来園	赤坂町赤坂337番地	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-951-1472	12月1日(金)
3	東部	7141	旭丘サムエルこども園	引野町南一丁目17番50号	8か月以上	☆	○	7:30~18:30	084-943-2020	12月4日(月)
4	中央部 駅南	0522	あんずこども園	手城町二丁目4番20号	0歳以上	○	○	7:00~19:30	084-932-2644	12月1日(金)
5	中央部 駅北	7139	いちご幼稚園	蔵王町1360番地1	3か月以上	☆	○	7:30~18:30	084-923-8265	12月1日(金)
6	西部	0546	今津未来園	今津町六丁目2番5号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-933-4222	12月1日(金)
7	東部	0541	大津野こども園	大門町三丁目10番11号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-943-6030	12月8日(金)
8	東部	0524	春日こども園	春日町二丁目7番33号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-943-8738	12月4日(月)
9	加茂	0533	かも・なかよしこども園	加茂町字芦原411番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-972-5690	12月8日(金)
10	神辺	0825	かやのみこども園	神辺町西中条2181番地	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-967-0006	12月4日(月)
11	中央部 駅南	0517	川口西こども園	川口町五丁目14番20号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-953-7498	12月1日(金)
12	中央部 駅南	0507	草戸こども園	草戸町二丁目3番1号	3か月以上	○	○	7:00~19:00	084-921-1561	12月1日(金)
13	中央部 駅北	7105	こどもえん つくし	木の庄町五丁目17番36号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-921-7123	12月1日(金)
14	南部	0701	こども園 のとはら	沼隈町能登原648番地2	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-987-0490	12月8日(金)
15	神辺	0826	こどもえんみどり	神辺町新湯野20番地4	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-963-3922	12月1日(金)
16	東部	7133	サムエル幼稚園	坪生町南一丁目3番15号	8か月以上	☆	○	7:30~18:30	084-947-3377	12月4日(月)
17	西南部	7128	西部めばえ	津之郷町津之郷2040番地	8か月以上	○		7:30~19:00	084-952-1212	12月1日(金)
18	神辺	0829	せいわこども園	神辺町下竹田54番地3	0歳以上	○	○	7:00~20:00	084-966-1351	12月1日(金)
19	西南部	0540	瀬戸こども園	瀬戸町長和1379番地2	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-951-1473	12月8日(金)
20	千田	7109	せんだの森	千田町三丁目16番2号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-955-0078	12月1日(金)
21	御幸	7108	せんにしの丘	御幸町中津原後平7054番地4	0歳以上	○	○	6:45~22:00	084-955-5070	12月1日(金)
22	東部	0523	大門未来園	大門町大門60番地2	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-943-9355	12月1日(金)
23	南部	0503	たじりこども園	田尻町984番地2	0歳以上	○	○	7:00~20:00	084-956-0811	12月4日(月)
24	南部	0703	常石すくすくハウス	沼隈町常石996番地 7	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-987-0953	12月1日(金)
25	中央部 駅南	0502	手城こども園 (旧:手城保育所)	手城町四丁目22番25号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-923-5267	12月4日(月)
26	東部	0529	てまりこども園	幕山台二丁目39番18号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-947-8135	12月1日(金)
27	南部	7101	童心園	沼隈町下山南1466番地1	6か月以上	○	○	7:00~19:00	084-987-0162	12月1日(金)
28	新市	0912	とでみなみこども園	新市町戸手88番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	0847-52-5545	12月4日(月)
29	南部	7100	鞆こども園	鞆町鞆274番地	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-982-2455	12月5日(火)
30	東部	0508	のはまこどもえん	大門町四丁目24番24号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-941-6076	12月7日(木)
31	中央部 駅北	7148	延広幼稚園	福山市本町1番6号(※)	6か月以上	○		7:00~19:00	084-923-0094	12月1日(金)

※延広幼稚園は、2024年3月末までの予定で改修工事を行っています。工事期間中は、草戸町四丁目14番2号で受付等を行っていますので、詳しくは園にご確認ください。

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
32	神辺	7116	ハイロスハイマ	神辺町新道上5番地2	8か月以上	○		7:30~19:00	084-963-2002	12月1日(金)
33	中央部 駅南	0504	花園こども園 (旧:花園保育園)	住吉町5番28号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-931-3880	12月1日(金)
34	東部	7102	ひかりこども園	春日町浦上2102番地	0歳以上	○	○	7:15~19:15	084-947-4367	12月1日(金)
35	新市	0921	ひなぎくこども園	新市町下安井2284番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	0847-52-2411	12月7日(木)
36	中央部 駅北	0030	ふかつ	西深津町二丁目8番1号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-925-3179	12月6日(水)
37	東部	7106	福山あゆみこども園	青葉台一丁目7番3号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-947-7281	12月8日(金)
38	東部	7138	福山りじょう幼稚園	引野町二丁目7番24号	6か月以上	○		7:30~19:00	084-943-5789	12月7日(木)
39	東部	0510	富士こども園	春日町七丁目13番5号	0歳以上	○		6:45~19:00	084-941-8262	12月1日(金)
40	神辺	0827	みちのうえ こども園	神辺町道上2922番地9	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-962-2024	12月2日(土)
41	西南部	7103	みどりこども園	瀬戸町地頭分1223番地1	0歳以上	○	○	7:15~19:15	084-951-4123	12月5日(火)
42	中央部 駅南	0547	みなとまちこども園	港町一丁目7番18号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-922-3315	12月6日(水)
43	中央部 駅南	7107	水呑こども園	水呑町三新田二丁目358番地	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-956-4572	12月6日(水)
44	西部	0111	宮前こども園	今津町三丁目2番7号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-934-5321	12月5日(火)
45	御幸	0015	みゆき	御幸町森脇535番地	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-955-0049	12月1日(金)
46	中央部 駅南	0002	もみじこども園	南本庄一丁目7番7号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-922-2463	12月1日(金)
47	東部	0525	ももやまこども園	引野町北二丁目15番19号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-943-6783	12月1日(金)
48	南部	7104	ゆめな	沼隈町草深2119番地6	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-987-2200	12月5日(火)
49	東部	0505	ゆりかごこども園	坪生町一丁目50番3号	0歳以上	○		7:00~19:00	084-947-3283	12月1日(金)
50	南部	0705	若葉園	沼隈町中山南7031番地5	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-988-0308	12月4日(月)
51	駅家	0531	わかばこども園	駅家町法成寺51番地1	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-972-6756	12月1日(金)

■認定こども園(幼稚園型) [五十音順] ※開所時間・利用可能時間・休園日等については、施設にお問い合わせください。

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅南	7500	天使幼稚園	草戸町二丁目21番12号	1歳6か月以上	○		☆	084-923-1949	12月4日(月)
2	西南部	7501	明王台シャローム幼稚園	明王台一丁目2番7号	1歳6か月以上	○		☆	084-951-6006	12月4日(月)
3	中央部 駅南	7502	向丘幼稚園	水呑町佐須良2915番地1	3歳児以上	○		☆	084-956-0482	12月1日(金)

■地域型保育事業(小規模保育) [五十音順] 利用可能時間・休園日等については、施設にお問い合わせください。

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	東部	8102	あい幼児園	幕山台一丁目4番7号	8か月以上	○	○	7:30~19:00	084-947-4077	12月5日(火)
2	千田	8539	おさなごの園 よこお	横尾町二丁目4番22号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-955-5071	12月1日(金)
3	中央部 駅南	8523	おろしまち保育所	卸町9番15号	3か月以上		○	7:30~18:30	084-999-2380	12月2日(土)
4	西部	8534	かみしま保育所	松永町五丁目10番28号	3か月以上		○	7:30~18:30	084-939-5455	12月2日(土)
5	神辺	8510	神辺千鶴保育園	神辺町川北1340番地1	6か月以上	☆		7:00~18:00	084-962-3737	12月5日(火)
6	西部	8527	きらめき保育園松永	南今津町107番地	3か月以上	☆		7:30~18:30	084-939-6882	12月1日(金)
7	中央部 駅南	8517	しんがい保育所	新涯町二丁目3番15号	3か月以上		○	7:30~18:30	084-999-1510	12月2日(土)
8	東部	8518	だいもん愛育保育園	大門町六丁目15番14号	0歳以上	○		7:30~19:00	084-999-6277	12月1日(金)
9	御幸	8509	千鶴保育園	御幸町中津原1012番地6	6か月以上	☆		7:00~18:00	084-961-3220	12月5日(火)
10	東部	8511	ちびっこハウス かすが	春日町一丁目2番29号	0歳以上	○		7:00~19:00	084-999-8808	12月4日(月)
11	中央部 駅南	8526	ニチキッズ東手城保育園	東手城町一丁目3番11号	0歳以上	○		7:30~19:30	084-940-3120	12月5日(火)
12	中央部 駅南	8524	のぞみ保育園	手城町四丁目1番16号 フィオラ手城1階	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-928-8511	12月1日(金)

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
13	西部	8507	のっぴーキッズハウス	今津町三丁目6番35号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-933-0490	12月8日(金)
14	中央部 駅南	8522	はごろも保育園	御門町三丁目10番17号	0歳以上	☆		7:30~18:30	084-923-1811	12月1日(金)
15	中央部 駅南	8528	ふくやま愛育保育園	新涯町三丁目31番22号	6か月以上	○		7:30~19:00	084-999-6121	12月2日(土)
16	中央部 駅北	8519	福山暁の星保育園	西深津町三丁目4番1号	1歳以上	○		7:00~19:00	084-982-6815	12月4日(月)
17	中央部 駅南	8504	御門保育園	御門町一丁目3番24号	0歳以上	☆	○	7:30~18:30	084-922-7933	12月1日(金)
18	中央部 駅北	8533	未来園東深津	東深津町三丁目3番14号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-959-2304	12月1日(金)
19	御幸	8529	もりわけ保育所	御幸町森脇443番地1	3か月以上		○	7:30~18:30	084-959-3260	12月2日(土)
20	中央部 駅南	8513	ゆうき保育所	延広町8番17号	3か月以上		○	7:30~18:30	084-923-6566	12月2日(土)
21	中央部 駅北	8516	優保育園	本庄町中一丁目7番7号	0歳以上	○	○	7:00~19:00	084-921-8596	12月4日(月)
22	駅家	8536	ゆめここ保育所	駅家町近田272番地3	0歳以上	☆		7:30~18:30	084-982-8377	12月7日(木)
23	神辺	8521	リーフ神辺保育園	神辺町川北1482番地	6か月以上	○	○	7:00~19:00	084-962-0088	12月2日(土)
24	東部	8508	わくわくキッズ南蔵王	南蔵王町六丁目32番3号	0歳以上	○	○	7:30~19:00	084-982-8900	12月1日(金)

■地域型保育事業（事業所内保育） [五十音順] 利用可能時間・休園日等については、施設にお問い合わせください

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅南	8503	おひさま保育園	地吹町13番地26	0歳以上	☆		7:30~18:30	084-927-0840	12月1日(金)
2	神辺	8530	かがやき保育所	神辺町川南1592番地2	0歳以上	☆		8:00~19:00	084-967-5518	12月7日(木)
3	中央部 駅南	8531	キッズパークおろしまち	御町10番2号	3か月以上		○	7:30~18:30	084-959-3720	12月2日(土)
4	神辺	8532	ジョイナス保育園神辺	神辺町新湯野54番地12 1階	0歳以上	○		7:00~18:30	084-967-5511	12月1日(金)
5	神辺	8537	すこやか保育園	神辺町道上749番地1	6か月以上	☆		7:30~18:30	084-967-5572	12月1日(金)
6	東部	8505	にこにこ保育園	春日町七丁目6番27号	0歳以上			7:30~18:30	084-983-0268	12月1日(金)
7	東部	8538	フーズ保育所	坪生町南二丁目11番7号	0歳以上	○	○	7:30~19:30	070-5306-0016	12月2日(土)
8	中央部 駅南	8506	ヤクルト保育園 ブテイットふくやま	川口町一丁目11番37号	0歳以上			7:30~18:30	084-981-2210	12月1日(金)
9	神辺	8520	ヤクルト保育園 ブテイットふくやま北	神辺町新徳田三丁目575番地	0歳以上			7:30~18:30	084-960-0230	12月1日(金)
10	西部	8512	ヤクルト保育園 ブテイットふくやま西	柳津町三丁目2番34号	0歳以上			7:30~18:30	084-933-2210	12月1日(金)
11	中央部 駅南	8501	やすらぎ保育園	曙町三丁目17番5号	0歳以上	○	○	7:00~20:00	090-6568-4447	12月2日(土)
12	神辺	8525	ようき保育園 (旧:太月自然の杜ようき)	神辺町道上1330番地 1	6か月以上			7:30~18:30	080-8249-9693	12月7日(木)
13	東部	8500	若竹園	大門町津之下1844番地	1歳以上	○		7:00~20:00	084-945-3106	12月1日(金)

※地域型保育事業の連携施設については、直接施設にお問い合わせください。



見学に行って聞いてみよう！

見学に行くときは事前に施設に連絡をしてね！



内海

内海

<記入例> ☆提出日現在の状況を記入してください。
 ☆太枠の中を記入してください。

申請及び保育所等入所申込書

福山市
記入欄

標
・
短

入 力

チェック

申請区分 新規入所 転所 育休予約（新規入所） 育休予約（転所）

該当する□に
チェック

ふくやま ろーら	性別	生 年 月 日	2024/4/1の年齢(学年年齢)	入所希望日の年齢
福山 ローラ	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	〇 歳	〇 歳
入所を希望する保育所等の受入可能年齢を確認してください。				
希望保育所等	第1希望 施設コード 〇〇〇〇〇〇〇〇	第2希望 施設コード 〇〇〇〇△△△	第3希望 施設コード 〇〇〇〇☆☆☆	
※入所のご案内38～43ページを見て記入してください。	第4希望 施設コード	第5希望 施設コード	※第6希望以降がある場合は、ここに記入するか、申込書（表面）欄外余白を利用してください。	
入所希望日 (認定希望日)	2 0 2 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 から			
申込児童の健康状態	乳幼児健診や医療機関等で相談や指導を受けたこと又有る（病気等） 療育手帳（ ） 身体障がい者 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 支給あり <input type="checkbox"/> 支給なし 健康面で配慮が必要なことや心配なことがあれば記入してください。（例：「卵アレルギー有」）			
現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育 <input type="checkbox"/> 職場へ同伴 <input type="checkbox"/> 祖父母等に預けている			
保育所等入所のご案内20ページに該当する場合は医師の診断書が必要です。				
申込区分が育休予約（新規入所・転所）の場合は、該当する項目にチェック				
育児休業給付金（公務員の方は育児休業手当金） <input type="checkbox"/> 支給対象（支給されている、支給されていた、支給される予定の方） <input type="checkbox"/> 支給対象外				
兄弟姉妹2人以上で同時に入所（転所）申込みをする場合は、該当する1つにチェックしてください。※チェックがない場合は、③とみなします。				
兄弟姉妹2人以上で同時に入所（転所）申込みをする場合は、必ず該当する1つにチェックしてください。（48ページ参照）				
<input type="checkbox"/> ①全員同時に同じ保育所等に入所できない場合は入所しない。 <input type="checkbox"/> ②全員同時に入所できれば、別々の保育所等でも良い。 <input checked="" type="checkbox"/> ③全員でなくても、別々の保育所等でも入所できる児童から入所する。				

【保護者】保護者欄の記入について（裏面） 申込児童からみた続柄

ふりがな 名前	続柄	生 年 月 日	2023/1/1 の住所	時間(分)	特記事項
ふくやま じょう 福山 城	父	〇〇〇〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外		
ふくやま うずみ 福山 うずみ	母	〇〇〇〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	時間 分	

裏面の「保護者欄の記入について」を参照

自宅から就労先又は通学先への通常の時間を記入してください。保育所等へ子どもを送迎する時間は除いてください。

入所申込時の住所 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇県 〇〇〇市 〇〇〇〇

転居を予定している場合 年 月 日から 福山市

通知の送付先 通知等は 年 月 日までは「入所申込時の場合の住所」に送付する。

生活保護の受給状況 生活保護を受給している。

【連絡先】緊急連絡等のため、確実に連絡のとれる番号を記入してください。区分欄は父・母・自宅等を記入してください。

区分	電 話 番 号	区分	電 話 番 号	区分	電 話 番 号
母	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	父	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	自宅	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【申込児童の兄弟姉妹】保護者と生計を一にしている子どもを記入してください。状況欄には、保育所・幼稚園・学校の名称を記入してください。

ふりがな 名前	性別	生 年 月 日	保護者から みた続柄	同居 別居	申込時の 住 所	状 況
ふくやま りょうま 福山 龍馬	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	〇〇〇〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> ()	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	〇〇小学校〇年生
ふくやま ことこ 福山 琴子	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	〇〇〇〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> ()	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	〇〇保育所
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	

【同居の祖父母等】児童の祖父母又は曾祖父母と同居している場合（入所希望日以降に同居予定の場合も含む）は、記入してください。建物別であっても、住所が同一（同番地）であれば同居とみなします。

ふりがな 名前	生 年 月 日	申込児童から みた続柄	特 記 事 項
ふくやま きくお 福山 菊男	〇〇〇〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 曾祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 曾祖母	
ふくやま くわい 福山 くわい	〇〇〇〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 曾祖父 <input checked="" type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 曾祖母	

【障がい者手帳等の所持状況】同居している人が障がい者手帳等を所持している場合は、記入してください。

ふりがな 名 前	生 年 月 日	申込児童から みた 続 柄	障がい者手帳等
福山 琴子	〇〇〇〇年 〇月 〇日	姉	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 障がい年金 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 障がい年金 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳

※各手帳、年金証書又は手当証書の写しを提出してください。

同 意 事 項	
1	私及び私と同一住所に居住している者について、施設型給付費・地域型保育給付費の認定に必要な住民情報及び市町村民税の情報を閲覧することに同意します。
2	市が決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の設置者及び地域型保育事業者に提示することに同意します。
3	特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況及び利用者負担の状況について、関係機関等の閲覧に供することに同意します。
4	課税台帳及び世帯状況の調査の結果、税額等に相違がある場合に、入所日又は年度の初日にさかのぼって保育料等の変更決定を行う場合があることに同意します。
5	保育料の算定に必要な場合に、市が私及び私と同一住所に居住している者のマイナンバーを調査し、課税状況等を確認することに同意します。
6	保育料を納期限までに納付します。万一納付が遅れる場合は、保育施設課又は保育所等へ納付可能日を連絡することに同意します。
7	保育料の納付が遅れた場合は、延滞金を納付することに同意します。保育料を滞納した場合、私の滞納情報を保育所等に提示することに同意します。保育料の滞納整理のために、市の職員が私の自宅及び勤務先へ電話又は訪問し、私の勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等の滞納処分を行うことに同意します。
8	提出書類について、返却等ができないことに同意します。

※この同意は、子ども・子育て支援法に基づき教育・保育給付認定を受け、特定教育・保育施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）を利用するために必要なものです。

【申込者記名】申込者は保護者のいずれか。市からの通知は、原則として申込者宛てに送付します。

<p>福山市長様 「入所のご案内」を読み、理解した上で、以上のとおり教育・保育給付認定申請及び保育所等への入所申込みをします。なお、この申込みに関する上記の同意事項に同意します。</p> <p>〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p style="text-align: center;">申 込 者</p> <p style="text-align: center;">(※自署の場合は押印不要)</p> <p style="text-align: right; font-size: 2em; font-weight: bold;">福山 城</p>
--

保護者欄の記入について

1 保護者について

- ・入所申込時点で父又は母の一方のみが児童を監護している場合（ひとり親家庭の場合）は、当該監護者のみを記入し、ひとり親家庭等申立書を提出してください。
- ・特別な事情により父母以外の方が児童を監護している場合は、特記事項欄にその旨を記入してください。祖父母や里親等のほか、福山市外への単身赴任や市内で別居の場合もその旨を記入してください。
- ・通勤・通学時間（片道）欄は、自宅から就労先又は通学先への通常の時間を記入してください。保育所等へ子どもを送迎する時間は除いてください。

2 住所について

- ・入所申込後に住所を変更する予定がある場合は、「転居を予定している場合」の欄に、その日付と変更後の住所を記入してください。
- ・通知は入所申込時の住所に送付します。転居を予定している場合等、通知送付場所に変動がある場合は、「通知の送付先」に記入してください。

「学年年齢」について

この冊子で「2024年（令和6年）4月1日時点の年齢（学年年齢）」と表記している年齢について、誕生日の範囲は次のとおりです。

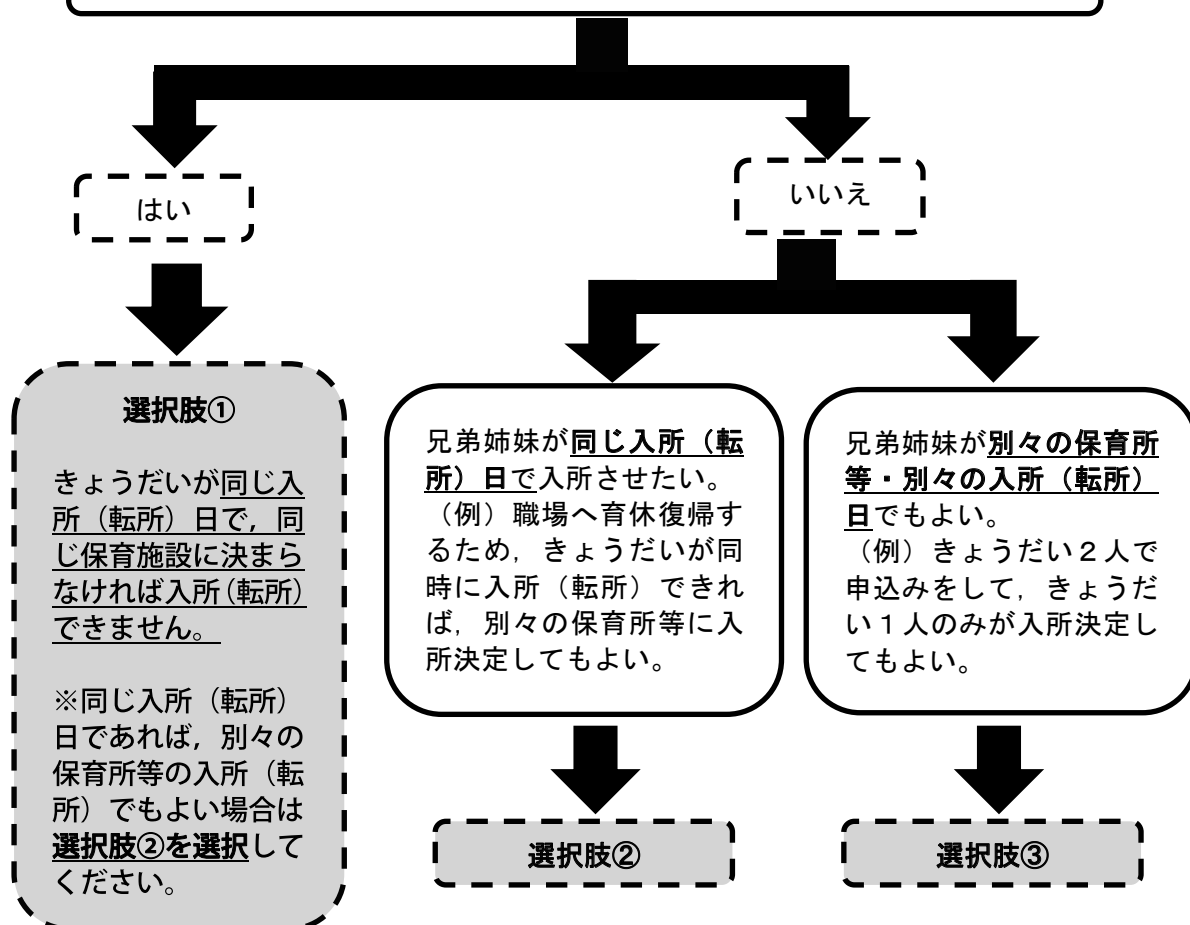
誕生日の範囲		学年年齢
2018年（平成30年）4月2日から	2019年（平成31年）4月1日まで	5歳
2019年（平成31年）4月2日から	2020年（令和2年）4月1日まで	4歳
2020年（令和2年）4月2日から	2021年（令和3年）4月1日まで	3歳
2021年（令和3年）4月2日から	2022年（令和4年）4月1日まで	2歳
2022年（令和4年）4月2日から	2023年（令和5年）4月1日まで	1歳
2023年（令和5年）4月2日以降		0歳

【参考】「兄弟姉妹2人以上で同時に入所（転所）申込をする場合」の選択肢について

保育所等入所申込書 兄弟姉妹2人以上で同時に入所（転所）申込時の選択肢

- ①全員同時に同じ保育所等に入所できなければ入所しない。
- ②全員同時に入所できれば、別々の保育所でも良い。
- ③全員でなくても、別々の保育所等でも入所できる児童から入所する。

兄弟姉妹で同じ保育所等への入所（転所）がよい。



2024年度（令和6年度）教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書

申込区分	<input type="checkbox"/> 新規入所 <input type="checkbox"/> 転所 <input type="checkbox"/> 育休予約（新規入所） <input type="checkbox"/> 育休予約（転所）			
ふりがな	性別	生年月日	2024/4/1の年齢(学年年齢)	入所希望日の年齢
申込児童名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年月日	歳	歳
入所を希望する保育所等の受入可能年齢を確認してください。				
希望保育所等	第1希望 施設コード	第2希望 施設コード	第3希望 施設コード	
※入所のご案内 内38~43ページ を見て記入 してください。	第4希望 施設コード	第5希望 施設コード	※第6希望以降がある場合は、ここに記入するか、 申込書（表面）欄外余白を利用してください。	
入所希望日 (認定希望日)	2	0	2	年 月 日
申込児童の 健康状態	乳幼児健診や医療機関等で相談や指導を受けたこと又は保育所等での生活において配慮すべき事項はありますか。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(病気等： 療育手帳() 身体障がい者手帳() 級) 精神障がい者保健福祉手帳() 級) 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 支給あり <input type="checkbox"/> 支給なし			
現在の 保育状況	<input type="checkbox"/> 自宅で保育 <input type="checkbox"/> 職場へ同伴 <input type="checkbox"/> 祖父母等に預けている <input type="checkbox"/> 幼稚園、託児所等(施設名：)			
申込区分が育休予約(新規入所・転所)の場合は、該当する項目にチェックしてください。				
育児休業給付金(公務員の方は育児休業手当金) <input type="checkbox"/> 支給対象(支給されている、支給されていた、支給される予定の方) <input type="checkbox"/> 支給対象外				
兄弟姉妹2人以上で同時に入所(転所)申込みをする場合は、該当する項目 1つにチェックしてください。※チェックがない場合は、③とみなします。			就労時間又は認定要件にかかわらず短時間認 定を希望する場合は「」内に「短時間希望」 と記入してください。	
<input type="checkbox"/> ①全員同時に同じ保育所等に入所できなければ入所しない。 <input type="checkbox"/> ②全員同時に入所できれば、別々の保育所等でも良い。 <input type="checkbox"/> ③全員でなくても、別々の保育所等でも入所できる児童から入所する。			「」	

【保護者】保護者欄の記入について(裏面)を確認してください。

ふりがな 前	続柄	生年月日	2023/1/1 の住所	2024/1/1 の住所	通勤・通学時間 (片道)	特記事項
		年月日	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	時間 分	
		年月日	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	時間 分	
入所申込時 の住所	〒					
転居を予定 している場合	年月日から		〒福山市			
通知の送付先	通知等は 年 月 日までは「入所申込時の住所」に送付し、それ以降は「転居 を予定している場合の住所」に送付する。					
生活保護の受給状況	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している。					

【連絡先】緊急連絡等のため、確実に連絡のとれる番号を記入してください。区分欄は父・母・自宅等を記入してください。

区分	電話番号	区分	電話番号	区分	電話番号

【申込児童の兄弟姉妹】保護者と生計を一にしている子どもを記入してください。状況欄には、保育所・幼稚園・学校の名称を記入してください。

ふりがな 前	性別	生年月日	保護者から みた続柄	同居 別居	申込時の 住所	状況
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年月日	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年月日	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年月日	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外	

【同居の祖父母等】児童の祖父又は曾祖父と同居している場合(入所希望日以降に同居予定の場合も含む)は、記入してください。
建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなします。

ふりがな 前	生年月日	申込児童から みた続柄	特記事項
	年月日	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 曾祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 曾祖母	
	年月日	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 曾祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 曾祖母	

支所、分室等での受付はできません。第一希望の保育所等(又は保育施設課)に提出してください。

福山市
記入欄
標
・
短
入
力
チ
ェ
ッ
ク

【障がい者手帳等の所持状況】同居している人が障がい者手帳等を所持している場合は、記入してください。

ふりがな 名前	生年月日	申込児童から みた続柄	障がい者手帳等
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 障がい年金 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 障がい年金 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳

※各手帳、年金証書又は手当証書の写しを提出してください。

同 意 事 項	
1	私及び私と同一住所に居住している者について、施設型給付費・地域型保育給付費の認定に必要な住民情報及び市町村民税の情報を閲覧することに同意します。
2	市が決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の設置者及び地域型保育事業者に提示することに同意します。
3	特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況及び利用者負担の状況について、関係機関等の閲覧に供することに同意します。
4	課税台帳及び世帯状況の調査の結果、税額等に相違がある場合に、入所日又は年度の初日にさかのぼって保育料等の変更決定を行う場合があることに同意します。
5	保育料の算定に必要な場合に、市が私及び私と同一住所に居住している者のマイナンバーを調査し、課税状況等を確認することに同意します。
6	保育料を納期限までに納付します。万一納付が遅れる場合は、保育施設課又は保育所等へ納付可能日を連絡することに同意します。
7	保育料の納付が遅れた場合は、延滞金を納付することに同意します。保育料を滞納した場合、私の滞納情報を保育所等に提示することに同意します。保育料の滞納整理のために、市の職員が私の自宅及び勤務先へ電話又は訪問し、私の勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等の滞納処分を行うことに同意します。
8	提出書類について、返却等ができないことに同意します。

※この同意は、子ども・子育て支援法に基づき教育・保育給付認定を受け、特定教育・保育施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）を利用するために必要なものです。

【申込者記名】申込者は保護者のいずれか。市からの通知は、原則として申込者宛てに送付します。

<p>福山市長 様</p> <p>「入所のご案内」を読み、理解した上で、以上のとおり教育・保育給付認定申請及び保育所等への入所申込みをします。なお、この申込みに関する上記の同意事項に同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申 込 者 _____</p> <p>(※自署の場合は押印不要)</p>
--

保護者欄の記入について

1 保護者について

- ・入所申込時点で父又は母の一方のみが児童を監護している場合（ひとり親家庭の場合）は、当該監護者のみを記入し、ひとり親家庭等申立書を提出してください。
- ・特別な事情により父母以外の方が児童を監護している場合は、特記事項欄にその旨を記入してください。祖父母や里親等のほか、福山市外への単身赴任や市内で別居の場合もその旨を記入してください。
- ・通勤・通学時間（片道）欄は、自宅から就労先又は通学先への通常の時間を記入してください。保育所等へ子どもを送迎する時間は除いてください。

2 住所について

- ・入所申込後に住所を変更する予定がある場合は、「転居を予定している場合」の欄に、その日付と変更後の住所を記入してください。
- ・通知は入所申込時の住所に送付します。転居を予定している場合等、通知送付場所に変動がある場合は、「通知の送付先」に記入してください。

1 申込者

ふりがな	
名前	

・申込書（1枚目）裏面に記入した申込者（保護者のいずれか）を記入してください。

（のりしろ）

・裏写りに御注意ください。この用紙は、薄めの筆記具で御記入ください。鉛筆等でも構いません。

2 マイナンバー（個人番号）等記入欄

名前	続柄	マイナンバー（個人番号）									
	申込児童										

※マイナンバー（個人番号）欄は、保護者（父母）、申込児童を御記入ください。

3 本人確認書類の添付

- ・2で記入した保護者（父母）について、次の左欄に番号確認書類、右欄に身元確認書類の**コピーを貼付**してください。
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）であれば、番号確認と身元確認の両方が可能です。左欄のみ貼付してください。
ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、（表・裏）両面のコピーが必要となります。
- ・必ずコピーを貼付してください。誤って原本を提出した場合は、返却ができなくなることがあります。
- ・保護者（父母）の番号確認書類・身元確認書類のみ貼付してください。申込児童その他の世帯員の書類は不要です。

4 封緘と提出

中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

（谷折り）

保護者（父母）の番号確認書類 貼付欄

（コピーを貼付してください）

次のいずれか1つ

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）両面
- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

保護者（父母）の身元確認書類 貼付欄

（コピーを貼付してください）

顔写真付きの次の書類は、いずれか1つ

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・写真付き学生証
- ・写真付き社員証

上記書類がない場合は、次の書類をいずれか2つ

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・住基カード
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・生活保護受給者証
- ・その他（写真のない身分証明書等）
- ・税、社会保険料、公共料金の領収書（6か月以内のもの）

法令等の規定により、認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

福山市は、マイナンバー（この用紙）の記入・提出がない場合も、申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

この書類の名称

2024年度（令和6年度）教育・保育給付認定申請及び
保育所等入所申込書（2枚目）マイナンバー記入欄

この書類を拾得された方へ

この書類には、認定申請に係る非常に大切な情報が記入されています。

記入済みのこの書類を拾得した場合は、開封せず、速やかに最寄りの警察署へ届け出てください。



問合せ先：福山市保健福祉局ノウホウ推進部保育施設課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号 電話：084-928-1047

A 関係法令の施行により必要となりましたので、提出に御協力ください。なお、マイナンバー（この用紙）の提出がない場合は、提出の意思がないものとみなします。この場合も、福山市は入所申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

Q 入所申込みに際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益や罰則がありますか？

A 福山市市民課へお問合せください。市民課問合せ先：084-928-1276

Q 自分のマイナンバーが分かれます。マイナンバー通知カードを紛失しました。

いる場合は、保育料が軽減となる可能性があるため、「所得課税証明書」を提出することを推奨します。

A 他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。福山市に住民票のない保護者・扶養義務者の「所得課税証明書」の提出は不要となりますが、16歳未満の子どもが3人以上

Q 福山市は、取得したマイナンバーを何に使用しますか？

マイナンバーQ&A

個人番号 記入の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行及び子ども・子育て支援法施行規則により、認定申請の際には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。
---------------	--

就労証明書

福山市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																											
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()																																																																											
2	フリガナ 本人氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%;">生年 月日</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> </tr> </table>		生年 月日	年 月 日																																																																								
	生年 月日	年 月 日																																																																											
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																											
4	本人就労先事業所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> </table>	名称		住所																																																																								
名称																																																																													
住所																																																																													
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()																																																																											
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td rowspan="2">合計 時間</td><td rowspan="2">月間</td><td rowspan="2">時間</td><td rowspan="2">分 (うち休憩時間)</td><td rowspan="2">分)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="4">一月当たりの就労日数</td><td colspan="4">月間</td><td>日</td><td colspan="4">一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平日</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td colspan="4">分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">土曜</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td colspan="4">分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">日祝</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td colspan="4">分)</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間)	分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日	平日				時	分	~	時	分 (うち休憩時間)	分)				土曜				時	分	~	時	分 (うち休憩時間)	分)				日祝				時	分	~	時	分 (うち休憩時間)	分)			
		月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間						月間	時間	分 (うち休憩時間)	分)																																																										
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																				
		一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間	日																																																													
	平日				時	分	~	時	分 (うち休憩時間)	分)																																																																			
	土曜				時	分	~	時	分 (うち休憩時間)	分)																																																																			
日祝				時	分	~	時	分 (うち休憩時間)	分)																																																																				
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間	分 (うち休憩時間)	分)																																																																								
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日																																																																										
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分 ~	時	分 (うち休憩時間)	分)																																																																						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月	年月	年 月	年月	年 月																																																																						
		日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																																																																						
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																											
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																											
10	産休・育休以外の休業の 取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他()																																																																											
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																										
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																																																																											
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																											
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																										
13	保育士等としての勤務実 態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																																																																											
14	備考欄																																																																												

追加的記載項目欄

【No.3雇用(予定)期間等で有期雇用としている場合の雇用期間満了後の更新の有無】 有(見込みを含む) 無

就労証明書

証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能です。
毎年、6月頃に在園児を対象に現況確認を実施しますので、4月～6月に申込をされる方は控えをとることを推奨します。

就労証明書は、就労先の事業者が作成するものです。
事業者名が記載されている就労証明書を無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、認定を取り消し、退所していただくことがあります。
加えて、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出国に当たる可能性があります。
記載内容の詳細については、福山市保育施設課ホームページの「就労証明書(簡易版) 記載要領」に掲載しています。
※記載内容について、事実であることを証明いたします。

証明日 西暦 2023 年 10 月 28 日

事業所名 くわい株式会社 福山第1支店

代表者名 ・押印省略 ○○

所在地 ・訂正印不要 福山市○○町○○番地○

電話番号 (訂正がある場合は、二重線を引き、)

担当者名 余白に正しい内容を記載)

記載者連絡先 ○○○○-○○○○-○○○○

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																		
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input checked="" type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学芸 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> その他()																		
2	フリガナ 本人氏名	フクヤマ 福山 うずみ																		
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 期間 2020 年 4 月 1 日 ~ 2024 年 3 月 31 日 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small>																		
4	本人就労先事業所	名称 自営・内職・農業などの従事者については、別途添付書類が必要な場合があります。「保育所等入所のご案内」17ページをご確認ください。 住所																		
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 配偶者等が営んでいる個人事業の補助(給与なし)の場合は「家族従業者」にチェックしてください。家族従業者の場合、短時間認定となります。																		
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計時間</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input checked="" type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td>月間 178 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分)</td> </tr> </table> 一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たり 7 日 日祝 時 分 ~ 時 分	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月間 178 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分)
	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間											
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月間 178 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分)												
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (必ず休憩時間 分) 【変則就労の場合(三交代勤務など)】 雇用契約における内容を記入してください。																			
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2023 年 9 月 年月 19 日/月 162 時間/月 20 時間 【就労実績】 ・直近3か月の就労実績を直近月(産休及び育児休業取得月を除く)から記入してください。 (記載順は新しい年月日:9月→8月→7月) ・新規採用で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記入してください。																		
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 期間 2023 年																		
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2024 年 育児休業等からの復職(予定)年月日は、原則育児休業等期間終了日の翌日となります。 例: 育児期間が~2025年11月28日であるが29日30日が土日のため出勤は12月1日となる場合は、復職したうえでの週休日であれば復職(予定)年月日は2025年11月29日となります。																		
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年																		
11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2025 年 12 月 1 日																		
12	育児のための短時間勤務制度利用 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2025 年 12 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日 【2024年1月～3月の育休復帰に伴う入所申込みと2024年4月以降に育休復帰に伴う入所申込みを同時に行う場合】 例: 1月の育休復帰に伴う入所申込みを行うが、入所結果が待機となった場合に備えて、育児休業を3月末まで延長し、4月1日の入所申込みも同時に申込み場合は記入例のように記入してください。この記入がなければ、4月1日の入所申込みでは育休復帰とみなせません。																		
13	保育士等としての 状態																			
14	備考欄	記入例: 希望する保育所等に1月に入所できない場合は、育児休業を2024年3月31日まで延長し、復職(予定)年月日を2024年4月1日とする。																		

追加的記載項目欄

【No.3雇用(予定)期間等で定期雇用としている場合の雇用期間満了後の更新の有無】 有(見込みを含む) 無

【保育所等：就学・職業訓練の場合で、1か月の受講・職業訓練時間が48時間未満の場合は、認定できません。】

私の認定に係る事由は次のとおりです。

年 月 日

申立者

住 所 福山市

名 前

生年月日 年 月 日

申立書（妊娠出産・病気・その他の要件）

該当する要件にチェックし、それぞれの要件における資料を添付してください。

要 件	添 付 書 類 / 記 入 欄			
□妊娠出産	母子健康手帳の母の名前と出産（予定）日の分かるページのコピーを添付してください。			
	出産（予定）日	年	月	日
□病気・障がい	病気の場合は診断書、障がいの場合は各種手帳のコピーを添付してください。			
□就学・職業訓練	次の書類（1，2とも必要）を添付してください。 1 在学証明書又は在籍証明書等のコピー 2 在学期間（修了見込年月日）が分かるもの、1か月の受講日数及び1日の受講時間等の分かる資料のコピー（パンフレット、ホームページ等を印刷したものでも可。）			
	1日の平均受講時間	時 分 から	時 分 まで	時間 分
	通学時間（片道）	時間 分 <small>※通勤時間は、放課後児童クラブの利用申込で使用する場合は不要</small>		平均就学日数 1 か月 日（週 日）
	修了（見込）年月日	年	月	日 修了（見込）

状況をできるだけ詳しく記入してください。

申
立
内
容

※月48時間以上の求職活動（起業の準備を含む）を継続して行っていない場合は、認定できません。

私の認定に係る事由は次のとおりです。

年 月 日

申立者

住 所 福山市

名 前

生年月日 年 月 日

※起業の準備を除き、裏面の「求職活動報告書」を必ず記入してください。

※放課後児童クラブは、求職活動要件での利用申込みはできません。

※求職活動での認定期間の更新はできません。

申立書（求職活動要件）

申 立 内 容	内容を記入してください。		
	求職活動時間帯	時 分 から 時 分 まで	1日あたり 時間 分
	就職希望日（予定）		1か月平均活動日数 日
	内 容（起業の準備の場合）※求職活動については、表裏に記載してください。		
	<p>ハローワークの受付票又は雇用保険受給資格者証のコピー貼付欄 ※起業の準備の場合は、上記書類の貼付及び「求職活動報告書」への記入は不要です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">(のりしろ)</div>		

※この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）のために使用します。

※就労を開始したなど、認定内容と異なる状況になった場合について

就労を開始した場合などは、要件確認書類（就労証明書など）及び変更届出書などの提出が必要です。提出された書類により、新たに給付認定を行います。

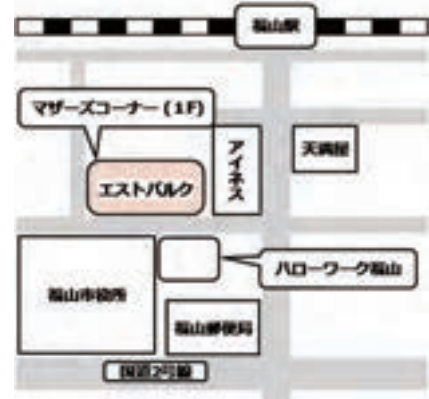
ハローワーク福山マザーズコーナーのご案内

ハローワーク福山マザーズコーナーでは、求職中の方に職業相談・職業紹介・セミナー等を行っています。特に、子育て中のお仕事探しをサポートしています。授乳・おむつ替えスペースやチャイルドコーナーがありますので、ぜひお子様を連れてお気軽にご相談ください。

〈マザーズコーナーでできること〉

- ・ ハローワーク受付票の発行
- ・ 子育てと両立できる求人情報の提供
- ・ 来所者パソコンで求人検索
- ・ 応募書類や面接のアドバイス
- ・ わーくわくママサポートコーナーで保育施設等の相談

全てご利用
無料です



利用時間：平日8：30～17：00

所在地：福山市東桜町1-21 エストパルク1F

電話番号：084-921-8189

求職活動報告書

※月48時間以上の求職活動を継続して行っていない場合は、認定できません。

回数	活動日	会社名等	職種	担当者名	会社連絡先	内容	活動時間	結果等
例1	2024・11・11	ハローワーク(相談・検索)	販売・事務	●△さん	084 - 923 - 8609(ハローワーク福山)	ハローワーク福山で相談・検索, 自宅で履歴書記入	5時間	相談と求人情報検索
例2	2024・11・12	●△株式会社	事務	●○さん	084 - 928 - XXXX	検索した会社へ電話で問合せ, 応募書類作成	1時間	●△株式会社へ応募
例3	2024・11・13	○△スーパード	販売	○店長	0848 - 38 - XXXX	ハローワークの紹介により, 面接	3時間	不採用(11/21通知)
例4	2024・11・14	○△会社ほか6社	事務		084 - 928 - XXXX(ほか)	履歴書等の作成, 応募(6社分)	4時間	2社以外書類選考落ち(11/20他通知)
1	・				-			
2	・				-			
3	・				-			
4	・				-			
5	・				-			
6	・				-			
7	・				-			
8	・				-			
9	・				-			
10	・				-			
11	・				-			
12	・				-			
13	・				-			
14	・				-			
15	・				-			
16	・				-			
17	・				-			
18	・				-			
19	・				-			
20	・				-			
21	・				-			
22	・				-			
23	・				-			
24	・				-			
25	・				-			

※ハローワークでの職業相談, 各種講習, セミナー受講なども求職活動に該当します。また, ハローワーク, 面接会場などへの移動時間も活動時間として報告してください。
 ※インターネット, 求人情報誌などの求人情報の閲覧や, 派遣会社への登録も求職活動に該当しますが, 閲覧のみ, 紹介を待つのみの場合などは, 認定はできません。
 ※資格試験の勉強などは, 求職活動に該当しません。

【保育所等：1か月の介護時間が48時間未満の場合は、介護要件での認定ができません。】

私の認定に係る事由は次のとおりです。

年 月 日

申立者

住 所 福山市

名 前

生年月日 年 月 日

介 護 状 況 確 認 書

被介護者	住 所		介護者との 続柄	
	名 前		生年月日 年 齢	年 月 日 (歳)
被介護者が利用するサービス等	サービス種類		利用量 (時間・頻度など)	
	記入例		(例) 月4回 ○○病院 月○回 ○○眼科 月○回	(例) 月5時間(毎週○曜) ○時~○時
	居宅サービス	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院介助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> その他 ()		(例) ○事業所
	通所サービス	<input type="checkbox"/> デイサービス <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他				
介 護 内 容	日常の家事及び介護サービス以外での被介護者に対する介護内容について、具体的に記入してください。また、その介護にかかわる日数や時間についても記入してください。(※裏面「被介護者の介護状況・サービス利用状況等スケジュール」も記入してください。)			
	1か月平均		日	1日平均

※この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）、放課後児童クラブ利用事務のために使用します。

※被介護者の診断書、障がい者手帳、ケアプラン等、その他介護を要すると認められる書類のコピーを添付してください。

被介護者の介護状況・サービス利用状況等スケジュール

	月	火	水	木	金	土	日	週単位以外の利用サービス等
6:00								【記入例】 種類： 通院等乗降介助 利用量など： 月2回（病院名等）
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								種類： 利用量など：
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								種類： 利用量など：
0:00								
2:00								
4:00								
1日の介護時間	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分

※介護者はその介護にかかわる部分にマーカーをし、付き添いが必要な時間が分かるように記入してください。

ひとり親家庭等申立書
兼 認 定 (変 更) 申 請 書

私の世帯がひとり親家庭等であることを申し立てます。なお、私の世帯について関係機関への調査を実施することに同意します。併せて、認定を申請又は変更申請します。

保護者（申立者）

ふりがな 名前	生年月日	児童から みた続柄	届出日
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> ()	年 月 日
連絡先 電話番号			

福山市
記入欄

- 離婚等を届け出る場合は、児童の親権者となる方が記入してください。
- 申立者の自署である場合は押印不要です。

1 世帯の状況

- 離婚、死別、未婚、離婚前提別居又はその他のいずれかのにチェックし、それぞれの必要事項を記入してください。

世帯の状況	状況の詳細			
<input type="checkbox"/> 離婚	離婚日	年 月 日	-	
<input type="checkbox"/> 死別	亡くなった日	年 月 日	-	
<input type="checkbox"/> 未婚	-			
<input type="checkbox"/> 離婚を前提に別居中	別居を始めた日	年 月 日	-	
	配偶者	ふりがな 名前	生年月日	年 月 日
		住所	住民票	<input type="checkbox"/> 福山市内 <input type="checkbox"/> 福山市外
<input type="checkbox"/> その他	状況	・行方不明等の具体的な事情を、いつからかも併せて記入してください。		

2 同居の祖父母等

児童の祖父母等との同居	<input type="checkbox"/> 祖父母・曾祖父母と同居している	<input type="checkbox"/> 祖父母・曾祖父母と同居していない
-------------	--	---

- 児童の祖父母又は曾祖父母と同居している場合は、下欄に記入してください。住所が同一（同番地）であれば同居とみなします。

ふりがな 名前	生年月日	児童からみた続柄	特記事項
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 曾祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 曾祖母	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 曾祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 曾祖母	

3 生計の維持方法

- 当てはまるもの全てにチェックしてください。

生計の維持方法	<input type="checkbox"/> 保護者（届出者）が就労し収入を得ている	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している
	<input type="checkbox"/> 配偶者又は元配偶者から養育費を得ている	<input type="checkbox"/> 遺族年金を受給している
	<input type="checkbox"/> 児童の祖父母等から支援を受けている	<input type="checkbox"/> 障がい年金を受給している
	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください）	

4 児童扶養手当の申請・受給状況

児童扶養手当	<input type="checkbox"/> これから申請する	<input type="checkbox"/> 申請し認定を受けた
	<input type="checkbox"/> 申請したがまだ決定していない	(<input type="checkbox"/> 全部支給 / <input type="checkbox"/> 一部支給 / <input type="checkbox"/> 全部停止)
	<input type="checkbox"/> 申請するつもりがない(理由を記入してください)	
<input type="checkbox"/> その他(具体的に記入してください)		

・児童扶養手当についての詳しい内容は福山市役所ネウボラ推進課にお問合せください。電話084-928-1070

5 この申立書に添付する書類

添付書類	世帯の状況					説明
	離婚	死別	未婚	別居	他	
離婚日と親権者が分かる戸籍謄本のコピー	△	-	-	-	-	認定申請後に離婚した場合は、必ず提出してください。申請時点で離婚が成立しており、入所申込書又は施設等利用給付認定申請書とこの申立書を一緒に提出する場合は、添付不要です。なお、戸籍謄本は児童扶養手当等、他の手続で原本提出が必要な場合があります。この申立書にはコピーを添付してください。 ※現況確認では、戸籍謄本のコピーは不要です。
世帯状況報告書兼同意書	△	-	△	◎	-	用紙は保育所等にあります。状況を保護者が記入し、同意項目を確認のうえ署名してください。 (離婚・未婚の場合) 児童扶養手当の受給資格がある場合は、提出不要です。児童扶養手当の受給資格がない場合は、世帯状況報告書兼同意書の提出が必要です。 ※所得により全部停止となっている場合は、児童扶養手当の受給資格があるため、世帯状況報告書兼同意書の提出は不要です。 (離婚前提別居の場合) 必須ですが、裁判所の発行する離婚調停の呼出状(調停期日通知書)のコピーで代えることもできます。
遺族年金証書のコピー	-	○	-	-	-	遺族年金を受給している場合は、提出してください。
その他	-	-	-	-	◎	状況を公的に証明する書類を提出してください。
祖父母等と同居している場合(ひとり親家庭等の認定のためには、上記の書類に加えて次の資料の提出が必要です。)						
保護者(届出者)の収入が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等の場合(保育料等) 保護者に月10万円以上の継続的な収入(又は年120万円以上の収入)が確認できない場合は、祖父母等のうち所得が最も多い人を保育料等算定に算入します。 ●施設等利用給付の場合(0歳児から2歳児) 保育の必要性の認定には、住民税非課税世帯であることが必要です。保護者に月10万円以上の継続的な収入(又は年120万円以上の収入)が確認できない場合は、祖父母等を含めて住民税非課税であるかを確認します。 <p>※保護者の収入を確認する書類について※</p> <p>月10万円以上の継続的な収入があることを次の書類で確認できた場合は、ひとり親家庭等の認定ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月分以上の給与明細のコピー。自営業の場合は、直近の確定申告書の控えのコピー ・養育費を受けている場合…公正証書、又は養育費の振込額(3か月分以上確認できるもの)が分かる通帳の該当ページ及び表紙のコピー ・各種年金証書(又は裁定書)のコピー、その他、収入が確認できる書類 					

◎: 提出が必須の書類です。提出がない場合は、ひとり親家庭等の認定ができません。この申立書と一緒に提出してください。

○: 提出があった場合は、ひとり親家庭等の認定ができる場合があります。

△: 離婚・未婚の場合で児童扶養手当を受給していない方は、提出してください。提出があった場合は、ひとり親家庭等の認定ができる場合があります。

留意事項	離婚しても引き続き同居している場合や、婚姻届を提出していないが共同生活をしている場合などは、ひとり親家庭等と認定できません。
------	--

同意事項	保育料等算定及び保育の必要性の認定のため、私及び私と同一住所に居住している者について、福山市ネウボラ推進課が保有している児童扶養手当受給に関する情報を、保育施設課へ提供することに同意します。
------	---



保育所等入所のご案内 2024年度（令和6年度）版

作成日 2023年（令和5年）11月1日

作成者 福山市 保健福祉局 ネウボラ推進部 保育施設課
